

現在、先進諸国では、新しい行政手法NPM (New Public Management) の下で、官民の役割を見直し、時代のニーズに応じた再設計が進められているところであるが、わが国においても、行政の効率化、住民サービスの質的向上、雇用拡大及び経済活性化を実現するため、「民間できることは民間へ」の方針のもと行政サービスの民間開放を積極的に推進している。

以上のような理由から、「委託料の執行」が法令に準拠し、かつ、経済性・効率性・合理性を持つて実施されているか、さらには、今後、行政運営の効率化・行政経費の節減を図るうえで積極的に推進する必要のある「業務の外部委託化」について検討することは有意義と考え、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法

(監査の要点と主要な監査手続)

要点① 委託事業に必要性があり、委託理由に合理性があるか。

(手続)

・委託事業の必要性と委託理由を確かめる。

要点② 委託事業の効果把握を適切に行っているか。

(手続)

・委託事業の費用対効果の測定及び評価方法を確かめる。

要点③ 委託事業の委託先の選定方法は適正か。

(手続)

・選定方法は法令に合致しているか。

・地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができる。
(法第234条第1項、施行令第167条…指名競争入札 同167条の2…随意契約)

・県の財務規則第16章契約「第2節一般競争入札」「第3節指名競争入札」「第4節随意契約」に基づき選定しているか。

・公の施設の管理委託の場合、委託について県条例が定められているが、条例で定められた相手先となっているか。

・安易に随意契約を選定している傾向がないか。随意契約は施行令のどの項目に該当するか。それは実情に合っているか。

・同一先と長期にわたって随意契約することの合理性があるか。関連団体であるがゆえに特定の同一先と継続して随意契約していることはないか。

・契約方法を変更し、委託料の圧縮を図れる随意契約はないか。

要点④ 委託業務の契約手続、履行確認などが客観的基準に従って、適正に行われているか。

(手続)

- 仕様書は作成されているか。
- 全ての委託事業において、委託契約が締結されているか。
- 成果品を確かめているか。
- 履行確認がなされているか。

要点⑤ 予定価格の積算は適正か。

(手続)

・委託料の設計額の積算根拠は妥当であり合理的なものか。

・原則として、2人以上の者から見積書を徵しているか。

・入札は適正に行われているか。

要点⑥ 現業的、定期的業務、施設管理、運営業務等の比較的民間委託しやすい業務について委託化されているか。

(手續)

・上記の要点について委託化されているかどうかを確かめる。

要点⑦ 民間委託の具体的な推進計画は策定されているか。

(手續)

・民間委託の推進計画の有無及びその実施計画等について確かめる。

要点⑧ 民間委託した場合のコスト分析を実施しているか。

(手續)

・コスト分析の内容について検討する。

要点⑨ 政策立案業務など、従来、民間委託・民営化に馴染まないとされた業務について、民間委託・民営化が実施可能なものはないか。

(手續)

・上記の要点に沿って、民間委託・民営化が実施可能なものはないかについて、幅広い視点から検討を加えた。

5. 外部監査の実施期間

平成16年4月14日（水）から平成17年3月18日（金）まで

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により、記載すべき利害関係はない。

7. 包括外部監査人及び監査補助者

監査補助者	公認会計士	安齋 勇	雄
	税理士	安藤 耕宏	作和之介
	会計士	橋宏	高
	公認会計士	野宏	高
	会計士	安齋 啓	一介
一般の事務職員			

8. 金額単位

記載金額については、単位未満を端数調整して表示している。

第2 部外監査対象の概要

1. 委託の意義

委託とは一般的には、法律行為または事實行為などをすることを他人に依頼することを言うとされている。また委託には、法令の根柢に基づいてなされる公法上の委託と法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託がある。地方公共団体が改正前地方自治法第244条の2第3項に基づいていた「公の施設の管理

「委託契約」は公法上の委託の一つである。一方、私法上の委託である民間への業務委託は、地方公共団体が直接実施するよりも他の者に委託して実施させることのほうが効率的なもの、主として特殊な技術、高度の専門的な知識又は特殊な設備等を必要とする事務・事業・調査・研究といった業務について行われる。

2. 本県における民間委託の経緯について

(1) 事務委託推進の基本方針（昭和46年）

年々増大し、専門化・広域化する行政需要に十分対応しうる内部体制を充実し、質の高い行政を実現するために、更に事務の委託を拡充・推進する必要があるとして、「事務委託推進の基本方針」（昭和46年1月21日付 総務部長通知）が発出された。その内容は以下の通りである。

- 1 事務の合理化による定員増の抑制と経費の効率化をはかるため必ずしも県が直接実施する必要のない事務・事業について、民間委託間接運営を積極的に推進する。
- 2 委託適応業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公法において委託ができることとされているもの

(例) 公の施設の管理委託、他の地方公共団体への事務委託、歳入の徵収又は収納の委託、契約の履行確保のためにする監督又は検査の委託

- (2) 私法関係における法律行為で行政権限の行使に關係のないもの

(例) 普通財産の管理委託（行政実例）、登記事務の委託

- (3) 事実行為（例）清掃、機械保守、調査設計、計算、給食、警備施設の新設に係る管理運営は、原則としてその全部若しくは一部について委託によるものとし、既存の施設で管理運営が未委託のものについても十分に検討のうえ、積極的にその具体化に努めるものとする。
- 4 単純労務業務は、原則として委託により管理するものとする。
- 5 委託に係る予算は、その効果を勘案して、積極的に措置する。

- (2) 福島県行財政改革大綱（昭和60年～）
社会経済情勢の変化に伴う新たな行政ニーズに適切に対応するため、事務事業の整理合理化、開かれた県政の推進、民間活力の活用、住民サービスの向上、行政の情報化、組織機構の見直し、定員管理の適正化等の取り組みなどを掲げた、数次の行財政改革大綱を策定してきた。
第1次の「福島県行財政改革大綱」（昭和60年11月策定）、第2次の「新福島県行財政改革大綱」（平成7年10月策定）、第3次の「県庁構造改革プログラム」（平成9年12月策定）、第4次の「福島県行財政改革大綱－21世紀“うつくしま”行政改革プラン」（平成11年12月策定）においても事務委託推進の基本方針を踏襲して、民間委託を推進することとし、「特に委託を推進する業務」として、次の6件の業務を掲げてきた。

- 設計業務
- 調査分析業務
- 県営住宅維持管理業務
- 機械設備等保守運転業務
- 守衛（警備）業務
- 調理給食業務

さらに、第5次の「うつくしま行財政改革大綱」（平成15年6月策定。）では、「県民との連携・協働（県民参画の視点）」「県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成」の3)[新たな方針策定によるアウトソーシングの推進]の中で、取組みの内容として下記の視点から方針を策定し、アウトソーシングを積極的に推進するとしている。

- 県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働
- 高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用によるサービス水準の向上
- 民間の活動領域の拡大（規制緩和）
- 業務運営の効率化・強力化
- コストの削減

また、これらの視点から、「事務委託推進の基本方針」に替わるアウトソーシングの方針について、下記を委託の態様として、策定することとしていた。

- 委託業務の拡大
- 委託先の拡大
- 個別業務の委託から、より包括的な業務の委託へ
- 業務の一方向的な委託から双方の能力向上やノウハウの蓄積が図れる委託へ

- (3) アウトソーシング推進基本方針（平成16年6月策定）
行政サービスの民間開放等の背景を受け、県が直接実施すべき業務以外の業務について、「外部資源」の活用（アウトソーシング）を推進していくための指針として、平成16年6月に「アウトソーシング推進基本方針」を策定し、下記の「5つの視点」「3つの戦略」に基づき、効率的・一体的・計画的な推進に取り組むとしている。
<5つの視点>

- ① 行政サービスの向上
高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用により、県民サービスの質的向上を図る。
- ② 行財政運営の効率化・高度化

高度な専門性や能力を有した外部資源を活用することにより、県が直接実施すべき業務に職員等を集中化し、業務遂行の効率化・高度化を図る。

(3) 民間とのパートナーシップの観点から、県民・NPO・ボランティア団体等との連携・協働を図る。

(4) 民間の雇用拡大・経済活性化

公共サービスを広く民間に開放することにより、民間における新たなビジネス機会の拡大、県民の雇用機会の拡大につなげる。

(5) コスト削減

「財政構造改革プログラム」に基づく、総人件費の抑制・内部管理経費の削減・事務事業の見直し等を行い、徹底したコスト削減を図る。

<3つの戦略>

① 「効率的」に推進するための戦略

推進分野及び業務類型を設定し、効率的に推進する。
また、業務プロセス全体（企画から管理運営まで等）の包括的なアウトソーシングや共通・類似業務を集約化したアウトソーシングを検討する。

② 「一体的」に推進するための戦略

財政構造改革、ITの活用による業務改革、公の施設の見直し、公社等外郭団体の見直し、NPOとの協働推進など、様々な改革との一体性を確保しながら推進する。

③ 「計画的・効果的」に推進するための戦略

具体的な目標、対象業務、実施時期、実施方法等を明確にした実行計画を策定し、計画的に推進する。
また、アウトソーシングによる成果の検証及び蓄積を行い、効果的に推進する。

3. 平成15年度行政監査

県監査委員は、平成15年度行政監査の課題監査として「民間委託の推進状況と結果について」を選定した。

平成16年3月に当該監査結果が公表され、「民間委託の推進」にあたって求められる事項として、次の4点を指摘している。

(1) 民間委託を推進するためには、数値目標を設定し、進行管理を図る必要があること。

(2) 新しい業務への委託展開を図るために、「事務委託推進の基本方針」に替わる新しい考え方を示すこと。

(3) 計画的に委託化を推進するためには委託方針に沿った人事管理方針がとられること。

(4) 民間委託を推進するためには委託推進の組織を含め、設計積算の考え方を示すとともにマニュアルを作成するなど、指導・助言体制を構築すること。

4. 委託事業の確定

平成15年度の県監査委員による行政監査の手法に準じて、「様式1 平成15年度委託事業総括表」及び「様式2 平成15年度委託事業個別調査表」を定め、予備調査を実施し、補助事業の件数・金額・内容等を把握した。

これらの作業で判明した委託事業の件数と平成15年度の委託料の金額は次の通りである。

整理番号	担当部局名	委託件数	委託額合計 (単位：千円)
10001～	知事直轄部	13	95,240
20001～	総務部	256	1,940,635
30001～	企画調整部	44	744,501
40001～	生涯環境部	228	1,488,861
50001～	保健福祉部	727	1,965,136
60001～	労働部	388	1,157,435
70001～	農林水産部	1,151	4,372,315
80001～	土木部	4,862	20,314,193
90001～	出納局	18	155,172
100001～	企業局	59	291,322
110001～	病院局	481	1,235,133
120001～	医科学大学	191	2,094,046
130001～	議会事務局	18	27,488
140001～	教育庁	1,496	3,419,867

150001～	警察本部	360	1,647,029	総務部	—	守衛業務	—	○	74	
160001～	人事委員会	4	4,336		—	文書印刷業務	—	○	76	
合計		10,296	40,952,709		—	県税収納委託事業	—	○	97	
5. ヒアリングの実施										
委託事業10,296件について、概況把握をするためヒアリングは第1次、第2次、第3次と3回に分けて実施した。										
まず、第1次ヒアリングについては、全ての委託事業について、本庁において様式2に沿って担当者より説明を受けた後、若干の質問を行った。なお、同種の委託事業については代表的な事業についてのみ説明を受けることとした。										
第2次ヒアリングは、下記のポイントから事業を抽出し、本庁において再度説明を聴取すると共に、具体的な事例によりサンプル調査を含めて調査を行った。										
① 委託料の支出自体に、必要性や合理性があるか。 ② 委託料の支出は、客観的基準に従っているか。 ③ 委託事業の効果把握を適切に行っているか。 ④ 委託事業の委託先の選定方法に、問題はないか。 ⑤ 委託料のコスト削減を図っているか。 等										
本庁で説明が困難なものについては、出先での調査が必要であると考え、県内7方部の各出先機関に赴き、出先でのサンプル調査を実施した。さらに、第1次ヒアリングと第2次ヒアリングにおいて、疑問点等があったものについては、本庁において第3次ヒアリングを実施した。										
6. 外部監査結果の一覧表										
5の手続きを経て、最終的に本報告書に取り上げた委託事業等の一覧は次のとおりである。										
担当部局	整理番号	事業名	委託額(千円)	結果記載	意見記載	まとめ	頁			
知事直轄	10003	県庁案内業務委託事業	14,766	○	114	—	緊急雇用創出基金事業	—	○ 22	
	10007	うつくしま夢だより発行事業等	31,411	○	120	—	農業経営者海外派遣研修事業運営委託	200	○ 37	
	20014	県税に関する納税通知書等のシーリング業務及び封入封緘事業	18,388	○	116	70023	電話交換業務(畜産試験場)	1,756	○ 61	
農林水産部	70270	中山間地域総合整備事業委託業務	240,434	○	55	70149	畜産			

保健福祉部	50144	就業看護職員研修事業	1,765	○	35	—	野犬等捕獲業務	—	○ 78
	50105	「うつくしま県民の翼」共生社会への道支援コースふれあいワイング	12,579	○	124	60040	ふるさとふくしまコーナー管理運営業務	5,457	○ 16
商工労働部	60053	国際線就航先観光客誘致(促進事業等)	12,382	○	58	—	特定期量器定期検査業務(計量検定所)	—	○ 110
	—	緊急雇用創出基金事業	—	○	22	—	緊急雇用創出基金事業	—	○ 22
農林水産部	70270	中山間地域総合整備事業委託業務	240,434	○	55	70023	畜産	1,756	○ 61

	農場管理業務及び動物管理業務	—	○	80	教 育 庁 140625	稲刈り作業委託等	1,152	○	52
80107	交通量解析業務(内郡山線、郡山市長者地内)	18,852	○	129	—	施設管理業務	—	○	136
80127	道路維持委託	153,884	○	118	150028	路上犯罪等防止巡回活動事業	76,474	○	122
—	道路維持管理業務	—	○	82	150054	道路交通法の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者の講習に関する業務	22,081	○	20
企 業 局	好問工業用水道業務 委託	49,645	○	23	—	留置場の補助業務	—	○	91
100002	原町工業用水道業務 委託	48,387	○	102	—	駐車違反の取締業務	—	○	100
病 院 局	給食業務・維持業務・清掃業務等の契約について	—	○	132	—	公用車の運転業務	—	○	63
—	県立病院における技能員業務	—	○	87	—	調理給食業務	—	○	67
120011	福島県立医科大学託児所運営業務委託	51,209	○	14	—	電話交換業務	—	○	69
120030	附属病院区域清掃業務	102,060	○	18	—	ボイラー管理運転、用務員・庁務管理員の業務	—	○	72
医 科 大 学	医事業務委託	273,291	○	31	—	情報システム関連業務	—	○	126
—	医科大学における技能員業務	—	○	88					
130001	議員の海外行政調査等	3,153	○	39					
議会事務局	速記業務委託事業	—	○	95					
—	議会現地調査運転業務	—	○	89					
140096	県立学校長協会研究委託事業	98	○	50					
140171	校内LANシステム保守委託管理事業等	743	○	138					

第3 外部監査の結果

<はじめに>

平成15年度の委託事業10,296件は、公益上必要と認めた特定目的達成のために支出されており、必要な資料等の徴求もなされており、概ね妥当なものと思われた。整理番号80127道路維持委託事業のように「県民等との連携・協働」によりコスト削減を図ることができた事例、整理番号10007他うつくしま夢だより発行事業等のように外部委託から県直営と契約方法を変更して効果(サービス向上等)のあった事例など、全体として委託事業は適正な運用に努められていることが確認された。しかししながら、委託事業の一部には、指摘や意見が必要と認められるものや、これまでの県の民間委託推進の取り組みの経緯などから一層の外部委託(アウトソーシング)を推進すべきと思われる業務等が認められている。

県民の目線から見て、指摘や意見等が必要と認められるもののみ50件について、以下に取りまとめてこととし、その他の事項については、口頭注意に止めた。

部局名： 医科大学
事業名： 12001 | 福島県立医科大学託児所運営業務委託

(担当グループ名 総務領域総務企画グループ)

(1) 概要

① 事業内容
看護師等、大学職員用の託児所運営に関する保育、給食サービスの提供。

年 度	入所児数
平成13年度	延べ 469人
平成14年度	延べ 378人
平成15年度	延べ 420人

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	48,990	49,307	51,209	45,659
積算根拠	県の給与に準じる	県の給与に準じる	県の給与に準じる	県の給与に準じる
委 託 額	42,803	42,574	51,209	37,800
財 源 内 訳	県	42,803	42,574	51,209
国	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委 託 先	県庁消費組合	県庁消費組合	県庁消費組合	A 社
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	2者以上随意契約	2者以上随意契約

(2) 経緯
昭和40年当時、医療業務の増加に伴い看護婦の要員確保が全国的に困難な状況にあつたことから、県は、看護職員の採用確保及び離職防止を図るため福利厚生事業の一環として昭和45年に託児所を設置し、現在に至っている。

(3) 平成15年度 変更契約の概要

平成15年度の委託料及び変更契約の内訳は次の通りである。

(単位：円)

契約	金 額	備 考
当初	48,926,772	平成15年4月1日付
変更	2,282,138	平成16年3月31日付

合計	51,208,910
変更契約内訳	備考
4,711,676	人件費（退職金相当分）
△189,075	保育材料費
△130,235	被服費 他
△2,218,901	管理費 小計
2,173,465	委託変更金額（税込）
2,282,138	

(4) 意見
委託先職員の退職金は、本来、受託者が負担すべきものであり、たとえ事業主の都合による退職であり割増分を支払う必要がある場合にも、委託者である県がこれを負担すべきものではない。そもそも、委託契約書の内容に問題があったと言える。しかしながら、県の都合により保育業務を要請し、保育の継続性を確保するため、32年間にわたり契約を継続更新してきた事実を考慮すると、事業撤退に伴う精算費用の請求は、委託契約書第6条に規定する特殊要因にあたるとして、委託契約の変更事由に該当するものとした県の判断はやむを得ないものと認められる。ただし、本件の変更契約はあくまでも例外的・特殊的なものであり、このことをもって他の委託契約の前例にすべきものでないことを承知すべきである。

<参考> 福島県立医科大学託児所運営業務委託契約書
第4条第5項 「委託料の中には、退職引当金相当額を含むものとする。」
第6条 「委託業務の契約の変更又は特殊事情が生じたときは、甲乙協議して契約を変更することができる。」

部局名： 商工労働部
事業名： 60040 | ふるさとふくしまコーナー管理運営業務
(担当グループ名 地域経済領域地域産業グループ)

(1) 概要
① 事業内容

県内観光地及び県産品（うつくしまコレクション）を首都圏の住民に広く宣伝紹介するために、東京上野の「ふくしま会館」1階の一部に「ふるさとふくしまコーナー」を設置し、その管理運営について、福島県消費組合（以下「消費組合」という。）に委託している。

② 委託額及び委託先等の推移

（単位：千円）

年 度	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
設 計 額	5,643	5,640	5,457	5,422
積 算 根 拠	個別積算	個別積算	個別積算	個別積算
委 託 額	5,643	5,640	5,457	5,422
財 源 内 訳	県 国 他	5,643 — —	5,640 — —	5,457 — —
委 託 先	福島県庁消費組合	福島県庁消費組合	福島県庁消費組合	福島県庁消費組合
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

（2）「ふくしま会館」の管理運営について

「ふくしま会館」は、平成3年に福島県職員の福利厚生施設として建設された施設であり、その管理運営に係る経費については、宿泊料収入等により賄うこと基本としているため、県は、無料で消費組合に委託している。消費組合は同会館内で宿泊業等の営業を行っており、会館の使用料のうち宿泊料、休憩料及び会議室使用料については県が定め、その他の料金については消費組合が県の承認を得て定めている。

委託業務の内容は次の通りである。

- ① 会館の施設、附帯設備及び物品等並びに土地及び同附帯物件の維持管理を行う。
- ② 宿泊部門及び飲食部門の運営に関する事務
- ③ 前各号に付随すること

（3）「ふるさとふくしまコーナー」について
「ふるさとふくしまコーナー」は、「ふくしま会館」内に福島県の物産等を展示するアンテナショップとして設置されたものであり、具体的には次の業務を行っている。

- ・展示用「うつくしまコレクション」（以下「展示品」という。）
- ・パネル、ビデオテープ、各種パンフレット等の管理を行い、観光及び「うつくしまコレクション」の宣伝、紹介等の実施
- ・展示品、パネルの展示替え etc.

「ふくしま会館管理運営委託契約書」において、「ふくしま会館」の管理運営に係る経費は無料とするとしているが、「ふるさとふくしまコーナー管理運営委託契約書」においては「ふるさとふくしまコーナー」を有料で委託するとしている。同会館委託契約書における、同コーナーの位置づけが不明瞭となっており、委託先に対する人件

費補助と誤解される恐れがある。
また、「ふくしま会館」周辺は人通りが多くないことから、アンテナショップの立地場所としては、決して良いとは言えない。当面施設として設置するとしても、効果的なPRやイベント実施等その機能を高める運営が必要である。

（4）意見

① 現行の「ふくしま会館管理運営委託契約書」における「ふるさとふくしまコーナー」の位置づけが不明瞭であることから、両契約内容の関係を契約書上明確にすべきである。

② 人通りの少ない場所に立地する「ふくしま会館」にアンテナショップとして「ふるさとふくしまコーナー」を設置しているが、費用対効果の検討が必要と考える。
今後、アンテナショップを新設する場合、マーケティングリサーチを行うなど、設置コストと効果を熟慮した上で、検討すべきである。

部局名：医科大学
事業名：120030 | 附属病院区域清掃業務

（担当グループ名総務領域施設管理グループ）
医科大学が清掃業務として委託している事業は、下記の通りである。

（単位：千円）

整理番号	委託事業の名称	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
120029	学部区域清掃業務	64,940	62,790	29,400	27,825
120030	附属病院区域清掃業務	124,519	109,620	102,060	50,400
120067	高次救急センター 特殊清掃業務	906	906	906	899
(3件)	合 計	190,365	173,316	132,366	79,124

これらのうち、委託額が最も大きい整理番号120030について、以下の通り述べることとする。

（1）概要

- ① 事業内容
附属病院区域内建物の日常清掃、定期清掃及び定期ガラス・網戸清掃
- ② 委託額及び委託先等の推移

（単位：千円）

年 度	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
設 計 額	124,567	109,873	107,555	104,256
積 算 根 拠	業者参考見積により積算	業者参考見積により積算	業者参考見積により積算	業者参考見積により積算
委 託 額	124,519	109,620	102,060	50,400

平成17年5月6日

県島畠

財源内訳 他	県 国	4,295 —	3,727 —	306 —	202 —
委託先	A協同組合 B社	120,224 105,893	101,754 50,198		
契約方法	単独随意契約 一般競争入札	单独随意契約 2者以上隨契			

(2) 意見

契約方法の透明性を高めるために平成15年度より従来の単独随意契約を2者以上隨意契約に変更したところ、委託契約額が7,560千円の減(6.9%減)の102,060千円となり、さらに平成16年度に一般競争入札を導入したことで51,660千円の減(50.6%減)の50,400千円と、前年度の約半額となった。

平成16年度は、大幅な委託額の削減ができたものの、契約業者が業務を開始したところ、従来に比べて医師・看護師・患者等より業務内容に係る苦情が多く発生した。担当グループの分析によれば、委託業者が決定してから作業開始までの期間が短く、前業者との引継ぎが十分でなかったことや作業員の確保が不十分であったために、業務内容の理解も不十分なまま仕様書に記載された作業を行ったことから、従前の業者に比較し清掃の品質が低下したと感じられるようになった、とのことであった。

委託契約の仕様書には、委託者の要求する事項を詳細に記載するのが本来であり、業者が変更となった場合にも清掃業務の質を低下させない方策を講じることが必要である。

今後は、委託業者に対して求める業務の質について、仕様書への記載に注意する必要がある。

部局名：警察本部
事業名：150054 | 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者の講習に関する業務

(担当グループ名 交通部交通企画課)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
-----	----------	----------	----------	----------

設 計 額	21,815	21,819	22,081	22,219
積算根拠	県の基準に準じる	県の基準に準じる	県の基準に準じる	県の基準に準じる
委託額	21,815	21,819	22,081	22,219
財源内訳 他	県 国	21,815 —	21,819 —	22,081 —
委託先	福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会	福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会	福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会	福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会 福島県安全運転管理者協会
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(2) 収支計算書の要約 (主要科目のみ)

(単位：円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
I 収入の部			
1. 委託費	21,814,877	21,818,194	22,080,361
2. 雜収入(受取利息)	1,188	76	51
3. 退職給与引当金取崩収入等	0	2,001,515	925,500
当期収入合計	21,816,065	23,819,785	23,005,912
前期繰越収支差額	1,993,693	2,283,253	1,695,232
収入合計	23,809,758	26,103,038	24,701,144
II 支出の部			
1. 事業費	10,066,308	13,675,118	10,573,597
2. 管理費	8,650,097	8,122,588	9,267,682
3. 会費負担金	2,100,000	2,100,000	2,100,000
4. 積立金	710,100	510,100	504,000
当期支出合計	21,526,505	24,407,806	22,445,279
当期収入差額	289,560	△588,021	560,633
次期繰越収支差額	2,283,253	1,695,232	2,255,865

(3) 指摘事項

安全運転管理者等講習委託契約書第8条によれば「丙((社)福島県安全運転管理者協会)は、すでに支払を受けた委託料が前条の収支決算書の支払額を超えているときは、その超える部分の額を甲(県公安委員会)の指示に従って返還するものとする。」とあるが、従来よりこの過払金を返還せずに次期に繰り越す会計処理をしていた。平成15年度末の次期繰越金2,255,865円は過払金の累計額であるので、契約書に従い県に返還すべきである。

部局名：商工労働部

事業名 : _____ | 緊急雇用創出基金事業
(担当グループ名 労働領域雇用対策グループ)

(単位 : 千円)

(1) 概要
事業内容

現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として国から交付された緊急地域雇用創出特別交付金をもとに県が基金を造成し、この基金を活用することにより、各地域の実情に応じて、県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。

② 基金造成額
78.95億円

③ 事業の実施期間
平成14年1月から平成17年3月(16年度末まで)

④ 事業実施状況

平成13年度	26事業	約1億円	新規雇用失業者数	158人
平成14年度	283事業	約24億円	新規雇用失業者数	2,732人
平成15年度	313事業	約27億円	新規雇用失業者数	2,788人
平成16年度	351事業	約27億円	新規雇用失業者数	2,291人(計画値)

(2) 意見

当該事業の受託者は事業が終了すると「福島県緊急雇用創出基金事業業務委託実績報告書」を提出することとなっているが、本報告書には人件費以外の事業経費について、何らの記載も求められないことから支出の内訳を確認する手段がなく、説明責任を果たすことができない。

緊急的な対応策であった本事業の設立経緯や財源が国であり県の負担がないことを考慮しても、人件費以外の事業経費についても内訳を微求すべきではなかったかと思われる。

今後、同様の委託事業が開始される場合には、この点を十分に検討した上で、人件費以外の事業経費についても、内訳を記載する書式を求めるか、又はそれらの明細書の提出を義務付けることについて検討すべきと思われる。

(2) 経緯

好間工業用水道(以下「好間工水」という。)は、いわき好間中核工業団地内立地企業に対し、工業用水を供給するために建設された。
事業開始にあたり、いわき市が実施することで計画を進めていたが、当時の国庫補助事業採択基準は、補助対象を都道府県及び政令市のみとしていたため、いわき市からの強い要請により、国庫補助事業として県が行うことになった経緯がある。このため県は、施設完成後、速やかに市に譲渡するとの覚書(昭和54年8月30日)を取り交わし、昭和57年度から施設建設に着手した。
好間工水の供用開始後の管理運営については、将来の好間工水譲渡後の市での運営に備え、「県はいわき市に事務を委託し、いわき市はこれに応ずるものとする」との覚書(昭和55年12月25日)を締結した。
上記覚書に基づき、好間工水が一部給水を開始した昭和60年から、管理運営はいわき市が受託し、現在に至っている。

(3) 委託料の内容

平成15年度の委託料の内訳は次の通りである。
(単位 : 千円)

項目	金額
原水及び浄水費	36,643
配水及び給水費	10,499
総 係 費	646
合 計	47,788

(1) 概要
① 事業内容

いわき好間工業団地の立地企業に工業用水を供給するため、県が事業主体となって開始した事業であり、通常の工業用水供給に伴う業務(浄水施設運転、計器の監視、管路の巡回、検査、軽微な補修)をいわき市に委託している。
企業局は、予算の調整、執行管理、工水料金の徵収、改良工事を行っている。

原水及び浄水費のうち備消耗品費628,340円について内容を確認したところ、コピー用紙代が104,370円支出されていた。当該事業におけるコピー用紙の使用状況について確認したところ、次のような説明を得た。

① コピー用紙に係る受払状況について

購入状況	使用状況		
種別	枚数	用途	枚数
A4用紙(52箱)	130,000	月報	10,920
A3用紙	33,000	予算編成時	92,250
カラーコピー用紙(5箱)	12,500	定期断水に係る事務	6,200
プリント光沢紙	120	業務委託に係る各種契約等	13,720
		いわき市スタッフ分	32,030
合計	175,620	浄水場スタッフ分	20,500
		合計	175,620

② 委託金額に反映されない経費

好間工水業務受託に係る事務を実施するいわき市工業振興課では、好間工水業務受託の予算及びその他所掌する事業予算で事務用消耗品を購入しており、課内で共用されている。同課内では事務用消耗品は各事業に關係なく相互に使用され、事務的な煩雑さから後に事業ごとの使用実績に応じ金額を振り分けとはいいないとしている。

③ 今後の対応

いわき市においては、市の経理上、好間工水の維持管理受託分を分離し管理することが困難なため好間工水業務受託に着目するとコピー用紙の購入実績と使用実態がバランスに欠ける点があるものの、その他事務用消耗品は市で負担し、企業局には請求していないという側面がある。今後は、必要な経費を適切に積算し予算に反映させると共に、委託金の精算にあたっても指摘の趣旨を踏まえ妥当性の確保に努めていくとしている。

(4) 意見

① 委託料のうちコピー用紙について見ると、委託業務に係る使用は月報分の10,920枚を含めても年間約25,000枚程度である。

ストック分の52,530枚を含め175,620枚を請求していることについて、いわき市は、事務用消耗品は課内で共用されており事務的な煩雑さから使用実績に応じた按分を行っていないので、委託金額には反映されない経費もあると説明している。

しかしながら、そうであるならばコピー用紙に限らずに実態とあった精算を行うべきであり、このような手法は、過大請求であったようにも見受けられる。

今後は、使用実態に応じた実績報告をするように企業局は市を指導すべきであり、実績報告の審査にあたっても十分に実態を調査の上行うべきである。

② 本来、この好間工水は覚書(昭和54年8月30日付及び昭和55年12月25日付)により完成後すみやかにいわき市に譲渡することとなっているが、昭和60年に一部給水を開始して以来、現在に至るまで、文書による延期の要望書もないまま未譲渡となっており、民間企業なら契約違反で訴訟にもなりうる事項である。

企業局は、いわき市からの強い要請によりこの事業を代理で行ったものであるから、平成18年度を目指しいわき市と譲渡について協議しているとはいうものの、委託経費の削減のためにも、覚書の趣旨に基づき、一日も早く譲渡できるよう努力すべきである。

部局名：生活環境部
事業名：40122 不適正保管廃棄物原状回復事業
(担当グループ名 環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

(1) 概要
① 事業内容

双葉郡広野町の片寄工業株福島工場内には、昭和54年頃からドラム缶に入った廃油等が大量に搬入され処理されずに保管されていた。保管期間が焼却施設の稼動を停止した平成6年から既に7年以上と長期にわたっており、ドラム缶の腐食・劣化が進行する等して生活環境保全上支障が生じる恐れが高いと認められる状況となっており、周辺住民に不安を抱かせると共に大きな社会問題となっていたことから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)の規定に基づき、県が代執行によりドラム缶等の撤去を行つたものである。

当該撤去・処分に当たっては、専門的な知識・技術・処理施設が必要であるため、委託により撤去・処分することとした。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設 計 額	—	167,821	362,296	—
積算根拠	—	見積等に基づき積算	見積等に基づき積算	—
委託額	—	179,548	281,126	—
財源	—	119,699	187,417	—
内訳	—	—	—	—
委託先	—	59,849	93,708	—
契約方法	—	A社	A社	—
	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	—

(2) 経過及び県の対応

① 片寄工業株は、昭和51年9月に産業廃棄物処理業の許可を取得して、廃油・廃プラスチック類の焼却を行ってきた。その後、首都圏を中心として大量の廃油等の処理を受託し、昭和54年には廃油等の入ったドラム缶の保管量が数万本に及んでいた。これに対し県では、計画的な保管廃油の削減、悪良対策の実施を指導する等してきました。

② 平成9年12月には、廃棄物処理法第15条の3及び第19条の3に基づく改善命令を発出し、平成10年3月31日までに受託した廃棄物及び自社の廃棄物を撤去の上、適正に処理すること等を命令したが、片寄工業株は平成11年7月までにドラム缶2,479本（約466t）〔うち、改善期限までに撤去した量は1,726本（約345t）〕を撤去・処理したもの、残りの廃油や燃え殻等は敷地内に残されたままとなっていた。

③ 平成13年5月及び7月に、県が廃油の入ったドラム缶等について調査を行った結果、容器の約90%に腐食・変形等がみられ、今後、容器の破損により保管廃棄物が一気に流出する可能性が高い状態にあることが明らかとなつた。

④ 平成14年4月18日、これらのことから県は、片寄工業株福島工場内で処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じる恐れがある状態になっていると判断し、原因者である片寄工業株に対して廃棄物処理法第19条の5第1項に基づく措置命令を発出したが、期限の平成14年9月17日までに事業者は全く措置を講じなかつた。

事業者は、措置命令期限が過ぎた後も、燃え殻に係る撤去計画書を提出するなどしていたが、実際に撤去は行われず、実現の可能性が極めて低いため、県は代執行を開始した。

(3) 代執行の内容等

措置命令の対象である不適正に保管されていた、ドラム缶に入った廃油、汚泥、燃え殻等は、次により撤去・処分した。

① 実施期間平成15年1月7日～平成15年10月30日

〔平成14年度平成15年1月7日から平成15年3月24日まで
平成15年度平成15年4月28日から平成15年10月30日まで〕

② 撤去・処分実績一覧

対 象	撤去処分量 (t)	備 考
ドラム缶に入った廃油等	1,344	（ドラム缶換算約6,060本）
汚泥、燃え殻等	3,648	
計	4,992	

③ 原状回復事業費（代執行額）と求償状況
代執行に要した費用については、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定により、原因者である片寄工業株と代表者に対し、負担を求めている。
平成16年12月31日現在の代執行額と回収額は次の通りである。

支出年度	代執行に要した費用 (円)	回収額 (円)	回収率
平成14年度	179,548,950		
平成15年度	281,125,950		
合 計	460,674,900	22,404	0.005%

(4) 産業廃棄物処理業の許可について
片寄工業株は、昭和51年9月に福島県知事より廃棄物処理業の許可を受けているが、昭和50年8月には「整理開始決定」を受けており、当時の県側の対応が適切であったか、疑問がある。

年 月	概 要
昭和50年3月	業績悪化で経営行き詰まり2,000万円の不渡りを出す(負債約7億円)
昭和50年3月	東京地裁へ、「会社整理開始」を申請
昭和50年8月	東京地裁から、「整理開始決定」を受ける
昭和51年3月	東京地裁から、「整理開始実行命令」を受ける
昭和51年9月	産業廃棄物処理に関する、福島県知事より許可され当事業を開始
昭和53年1月	東京地裁の決定により整理終結
昭和53年2月	東京地裁の整理終結の決定確定

商法第381条（整理の開始）

「会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ依リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ」

これに対して相当グループは下記のように説明する。

① 廃棄物処理法によれば昭和51年当時は当該事業を行うに足りる技術的能力を有する」と認めれば、申請について許可をしていて時代であり、この許可は「都道府県知事の自由裁量に委ねられた禁止の解除ではなくて、衛生警視的な許可であつて、許可の要件に適合している場合については許可を行なわなければならない。」とされていた。

その後、平成3年の法律改正により、設置については届出制から許可制となり、また、平成4年には許可の基準に経理的基礎が加わり、以後何度も改正され、現在の法律になっている。

このことから、昭和51年の新規許可の際には、会社整理中を理由に、許可をしないことは法律上できなかつた。なお、許可要件以外の理由（住民同意等）により不可処分とし、裁判において敗訴した例がある。

(参考) 銚路市最終処分場事件に関する判決		
・柏原地裁判決	平成9年2月13日	
・柏原高裁判決	平成9年10月7日	

② 県庁の文書保存期限（5年）を超えており当時の書類がないので、会社整理の事

実を把握していたが条件に適合しているとして許可したのか、又は、会社整理の事実を把握できないまま許可したのかは確認できない。

③ 代執行後、求償権行使すべく会社等を再調査したところ、平成16年2月10日、会社の閉鎖登記簿謄本を入手してこの事実を知り得ることができた。さらに、相双地方振興局の倉庫から、昭和60年12月11日付「産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書」が発見され、添付書類に（法人）登記簿謄本があり、この旨の記載があったことまでは判明したが、それ以前については書類の保存期限を既に経過しており不明である。

(5) 意見

① 広野町内の不適正保管廃棄物については、生活環境保全上支障が生じる恐れが大きいと認められる状況となっており、周辺住民に不安を抱かせると共に大きな社会問題となっていたことから廃棄物処理法の規定に基づき代執行によりドラム缶等の撤去を行ったものであり、止むを得ないものであったと判断される。

これら代執行に要した費用460,674千円については原因者である片寄工業株及び代表者に対して求償できるので、現在、法人及び代表者の資産内容を調査し、回収の努力を続いているところであるが、平成16年12月末現在で回収額はわずか22,404円に過ぎない。

県の財政状況が厳しい中、460,674千円もの公金を支出したのだから、法人及び代表者等の取引金融機関を調査するのはもちろんのこと、代表者の追跡調査等を行い、少しでも多く回収に努めるよう県当局に強く要請するものである。

② 産業廃棄物処理に関する許可（昭和51年9月）は約29年前のことであり、時間の壁に阻まれ真相は不明である。昭和51年9月の許可時に商業登記簿謄本の提出を求めなかったと言うことは考えにくいことであり、昭和53年1月に整理終結したとはいえ、許可の時点で実質的に倒産状態にあり、事業を継続することが困難な状況にあった事業者に対して、許可を与えたことは結果として適切でなかつたと言える。

今後、許認可にあたっては、なお一層慎重に行うことが求められる。

部局名： 医科大学
事業名： 120083 医事業務委託

(担当グループ名 病院領域医事グループ)

- (1) 概要
 - ① 事業内容
受付等の患者サービス、患者及び審査機関に対する診療報酬請求等の医事業務
 - ② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	345,807	329,677	273,292	264,273

積算根拠 委託額	前年度実績及び事業公団比率	前年度実績及び事業公団比率	前年度実績及び事業公団比率	前年度実績及び事業公団比率
県	345,734	329,648	273,291	264,159
内 國	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委託先	A社	A社	A社	A社
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(2) 経緯
委託を開始した時期は不明であるが、適正な医事請求、収入確保の観点から医事業について専門的な知識を有する専門業者に委託している。
設計額については各部所よりヒアリングを行い業務量の増減に応じて人数の配置を決め、県人事委員会勧告率を加味して単価を設定の上、計算している。

(3) 契約方法

平成15年度の標準配置のスタッフ数は112名であり、福島市内の病院に100人規模のスタッフを配置できる会社はA社以外おらず、別の大手の会社に問い合わせたが、対応できないとの回答であったことから、2億円を上回る委託事業であるにも関わらず単独随意契約の方法を探っている。

(4) 意見

単独随意契約による理由は理解できるものの、委託額が2億円を上回る大事業であることから、患者サービスの向上及び病院収入の増加に資するよう、常に業務の内容及び業務量を分析し、委託額の節減に努めるべきである。

部局名： 生活環境部
事業名： 40019 「うつくしま県民の翼」事業

(担当グループ名 県民環境総務領域青少年グループ)

- (1) 概要

- ① 事業内容
地域における各種社会参加活動に積極的に参加する意欲のある県民を海外に派遣し、訪問国において各課題研修テーマに沿った研修を行うことにより人材育成を図る。このうち、海外渡航手配及び研修目的達成のための現地視察先への連絡・研修予約の取り付け等についての手配部分について、ノウハウをもった民間旅行業者へ委託している。
- ② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	24,454	10,872	16,091	14,534

積算根拠 委託額	過去の実績平均による横算 21,639	過去の実績平均による横算 10,343	過去の実績平均による横算 15,327	過去の実績平均による横算
財源内訳 他	県 国 他	— — —	— — —	— — —
委託先	A社 B社 C社 他	21,639	10,343	15,327
契約方法	2者以上随契	2者以上随契	2者以上随契	2者以上随契
(2) 経緯				
本事業は、昭和49年度に次代を創る青年が国際的視野と親善を深め、日本の正しい、姿と位置づけを理解して日本青年の中核としての自覚と正しい展望に立った郷土福島の建設に資することを目的として、「訪ソ青年の船」事業として開始されたものである。そして、昭和49年度に本県の将来を担う青年が国際人としての教養を身に付け、地域社会・職場・団体等でリーダーとなって活動することを目的として「若人の翼」、平成11年度に、地域において各種社会活動に参画している青少年等が国際的視野を身につけ、行政と対等・協力の関係にあるパートナーとしての人材育成を目的として、派遣対象を広げるなど、「うつくしま県民の翼」と名称等の変更がなされ、現在に至っている。				
平成14年度の事業内容の見直しに際して、地域において各種社会活動に積極的に参加する、意欲のある県民を海外に派遣し、訪問国においてコースごとの課題テーマに沿った研修を行うことにより、21世紀の美しいふくしまを創造していく人材の育成を目指すことを目的として、下記の変更を行っている。				
・研修コースを県政課題にマッチしたものとする。 ・参加者対象年齢について、上限40歳（一部60歳）を撤廃する。 ・活動経験が無くても課題に関する社会活動に参加意欲のある県民を対象とする。 ・事業効果を高めるために、団員の決定、事前研修及び海外研修のプログラム策定等の業務については、研修テーマ所管グループが担当する。				
(3) 団員の個人負担割合				
平成13年度までは定額制であり、当時の為替相場を勘案すると派遣費用の2割程度であったと推定される。また、平成14年度の事業内容の見直しに際して、個人負担割合についても、派遣費用（実費）の2割程度と変更している。				
海外派遣地の場所と個人負担割合一覧				

(単位：千円)

定額制	平成6年度	欧洲 南米	230 270	オセアニア 200
定期制	平成10年度	欧州 東南アジア	200 120	オセアニア 220
定期制	平成13年度	アメリカ ニュージーランド	90 90	ブラジル・パラグアイ 100
(4) 意見				
当事業が開始された昭和40年代は、海外旅行が珍しい時代背景にあったが、現在では誰もが気軽に海外に行くことができるようになっている。				
事業開始当初と時代背景が大きく変わっていることからも、この事業目的・役割は達成されたのではないかと考えられ、この事業を廃止する選択肢もあると思われるが、担当グループは次のように説明する。				
「現在の当該事業は、以前の『国際的視野を広げ、国際親善を深め、地域のリーダー等として活躍できる青年の育成』を主な目的としてきた海外派遣事業とは明らかに異質の事業であり、本県の県づくりと共に担う人材を育成する視点からも、事業の必要性及び継続性は高い。」				
県財政が厳しい状況にある中で、仮に事業を継続するならば、少なくとも次の改善をする必要があると判断する。				
① 団員の個人負担割合について				
類似の海外派遣事業である整理番号70023農業経営者海外派遣事業においては、参考に1/3の負担を求めており、他県では1/2の負担を求めている例もある。				
当該事業が整理番号70023事業と同様の目的であることから、負担割合を整合させるために、1/3の負担へ引き上げるべきである。				
なお、研修事業という点からすれば、参加者から応分の負担を求めるべきであり、将来的には1/2負担とすることを検討すべきである。				
② 事業内容について				
・厳しい県の財政状況を考慮し、参加人員の削減と共に事業内容とコースの見直しを行うこと。				
・地域における課題の多様化に対応するため、自主企画コースの増加、又は、これを全面的に採り入れて団員自らの企画により、視察研修先・研修内容を決定すること。				

- 事後活動についても課題・研修テーマに沿った活動が出来るよう、所管グループが支援することとして、実のある海外派遣事業とすること。

部局名：保健福祉部
事業名：50144 | 就業看護職員研修事業

(担当グループ名 健康衛生領域医療看護グループ)

(1) 概要

事業内容

医療の高度化・専門化に対応した看護業務を遂行する上で、必要な知識・技術の向上を図ることを目的に、就業している看護職員を対象として実施する研修の企画・運営。

ア 看護管理研修

イ 看護トピックスに関する研修

ウ 准看護師研修

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設計額	1,979	1,961	1,765	1,676
積算根拠	報償費等の積上	報償費等の積上	報償費等の積上	報償費等の積上
委託額	1,979	1,961	1,765	1,676
財源内訳	県	—	—	—
他	—	—	—	—
委託先	(社)福島県看護協会	(社)福島県看護協会	(社)福島県看護協会	(社)福島県看護協会
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(1) 概要

事業内容

海外派遣研修事業(旅行会社選定、事前研修会、壮行会、現地研修及び研修報告会)のうち、旅行会社選定、事前研修会・壮行会及び研修報告会の企画運営について、業務委託している。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

都道府県	実施方法	研	修	名
都道府県				

(4) 意見

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第4条第4項によれば、研修事業は努力事項であり、法律上は必ず実施が求められているわけではない。本来、専門職者の研修は自ら行う自己研修が原則である。しかしながら、看護職員の資質向上を図り、県民へ提供する看護の質を担保することは県の責務とも考えられる。このことから、公費支出による研修事業については、委託額の減額を含め、今後とも(社)福島県看護協会との役割分担のうえ、県が担うべき研修事業について明確にして、実施するよう望む次第である。

北海道	②	看護力再開発、訪問看護師、看護職員研修
青森県	②	看護力再開発、訪問看護師、看護業務支援
岩手県	②	看護力再開発、訪問看護師、看護業務支援 医療安全
秋田県	②	訪問看護師
山形県	②	訪問看護師、看護管理者研修
宮城県	②	訪問看護師、在宅看護師、養成所実習指導者
福島県	②	訪問看護師、就業看護職員

① 意見

部局名：農林水産部
事業名：70023 農業経営者海外派遣研修事業運営委託
(担当グループ名 経営支援領域普及教育グループ)

(1) 概要

事業内容

海外派遣研修事業(旅行会社選定、事前研修会、壮行会、現地研修及び研修報告会)のうち、旅行会社選定、事前研修会・壮行会及び研修報告会の企画運営について、業務委託している。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設計額	—	—	200	200
積算根拠	—	—	設計単価に基づき積算	設計単価に基づき積算
委託額	—	—	200	200
財源内訳	県	—	—	200
国	—	—	—	—

縣 岛 畳 曜 日 金 6 年 5 月 17 年

託 委 託 先	—	—	—	(社)福島県国際農友会	(社)福島県国際農友会
契約方法	—	—	—	単独随意契約	単独随意契約

(2) 経緯

当該事業は昭和46年度から開始され、生活環境部所管の整理番号40019「うつくしま県民の翼（旧若人の翼）事業」とともに、福島県の人材育成を目指した事業であり、農業経営者の育成を目的として開始され、現在に至っている。

事前研修会、壮行会及び研修報告会は、県と（社）福島県国際農友会で実施しているが、平成15年度より業務委託している。

なお、事業に係る現地研修費は補助金（1/3）として市町村に交付し、これに市町村と本人がそれぞれ1/3を負担して実施している。

(3) 他都道府県の状況

農業経営者海外派遣研修事業の状況 (平成17年1月4日現在担当グループ調べ)

都道府県	実施の有無	負担割合	実施内容	備考
北海道	無	自己負担	県市町村	派遣先 派遣日数 派遣人員
青森県	有	3/10	4/10	欧洲 2週間 20人
岩手県	無			
宮城県	無			
秋田県	有		國研(企)	欧洲 12日 10人 國研の職員有
山形県	無			
福島県	有	1/3	1/3	1/3 ※
茨城県	有	1/2	1/4	欧洲 12日 22人
栃木県	有	6/10	4/10	欧洲 12日 4人
群馬県	無			
埼玉県	無			
千葉県	無			H11まで実施
東京都	無	1/2	1/4	1/4 南米 2週間 6人
新潟県	有			

※ 現地研修費用以外の自己負担を含めると、実質的な自己負担の割合は47.7%となる。

(4) 意見

担当グループは、農業経営者的人材育成のため、当該事業が必要であると説明するが、関東以北の14都道県の状況について調査依頼をしたところ、実施しているのは本県を含め6県であり、8都道県においては実施していないことが分かった。また、他実施県の参加者の自己負担割合を見ると、青森県が3/10であるのに対し、

茨城県と新潟県は1/2であり、栃木県に至っては6/10となっている。
農業経営者の人材育成のために必要な事業であるとしても、厳しい県の財政状況を勘案すれば、補助事業の実施内容等を見直すべきである。

部局名：議会事務局
事業名：130001 他 | 議員の海外行政調査 等 (担当グループ名 議会事務局総務課)

県議会議員による海外行政調査の委託事業は以下の通りである。

(単位：千円)

整理番号	委託事業の名称	平成13年度	平成14年度	平成15年度
130001	議員の海外行政調査	—	—	3,153
130002	正副議長の海外行政調査	2,080	545	1,461

(1) 概要
福島県における県議会議員の海外行政調査は、昭和47年度から始まり、当初は正副議長も一般議員に同行していたが、日程上の理由から、平成3年度より別途に海外行政調査を行うこととなった。

2件ある委託事業のうち、委託額の大きい整理番号130001について以下の通り検討することとした。

- (1) 事業内容
議員の海外行政調査に係る調査先の案内及び調査時の通訳業務、調査遂行するための現地交通手段等の手配業務、調査に伴う旅程管理業務。
- (2) 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	—	—	3,153	3,000
積 算 根 捷	—	—	概算費用の積上	概算費用の積上
委 託 額	—	—	—	3,153
財 源	—	—	—	3,153
県 国	—	—	—	—
内 訂	—	—	—	—
委 託 先	—	—	北中米：A社 歐州：a社	2者以上随契
契 約 方 法	—	—	—	—

- ※ 平成14年度は、海外行政調査を実施していない。
 (県議会議員選挙の行われる前年度は、実施しないこととしている。)

(2) 経緯及び法律的根拠

昭和47年度より2期以上の県議会議員を対象に海外行政調査が開始され、平成3年度より全議員を対象とする事業に変更され現在に至っている。
 調査開始当初は、全会派が参加していたものの、共産党は平成元年度より、公明党は平成15・16年度の参加を見合せている。
 これまで、地方自治法において(海外)行政調査に関する規程はなかったが、平成14年の法改正により、第100条第12項が追加され、会議規則を定め議会の議決を経て、議員を(海外にも)派遣できるようになっている。

※ 地方自治法第100条第12項(平成14年追加)

「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる。」

※ 福島県議会会議規則第20条(平成14年改正)

1. (地方自治) 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2. 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

なお、会議規則第120条に基づいて、派遣の範囲、派遣の手続、派遣の報告等について「福島県議会議員の派遣に関する取扱い要領」が定められている。

※ 取扱い要領 第二 議員派遣の範囲

別表一 県の事務又は議会の制度運営などに關し、外国の事情を調査するとき
 友好都市提携等を行っている海外諸国の議会等からの招聘
 全国都道府県議会議員研究交流大会
 北海道・東北六県議会議員研究交流大会
 他の地方公共団体とともに設立した協議会等への出席
 県内における災害に關し、各会派の代表者等を派遣して行う調査
 議会内に設置した各種委員会等の調査
 (政務調査審議会、広報委員会等)
 八 議会の議決に基づく意見書・決議・要望等の要請活動
 九 その他、議長が認めるもの

(3) 平成15年度海外行政調査の決定

平成15年統一地方選挙による改選直後に開催された平成15年6月定例会の各会派代

表者会議において「福島県議会議員海外行政調査派遣取扱基準」(平成15年6月26日施行)が定められ、平成15年度海外行政調査実施計画が決定された。

当該実施計画の概要は次の通りである。

① 年度別実施計画

海外行政調査の成果を県政に反映させるため、任期当初の3年間で実施する。派遣回数は1年度2回以内とし、1派遣回は原則として8名以上の議員で編成し、会派ごとに参加者を割り振る。

② 調査日程

調査時期については、9月定例会後の10月中旬から概ね10日間を予定し、調査参加者の協議により調査先等を決定する。

③ 調査費用

1人あたり110万円を限度としてこの範囲内で実施する。なお、平成13年度までは1人あたり120万円を限度としていた。

(4) 平成15年度海外行政調査の概要

調査先として北中米と欧洲の2コースが決定され、日程は、衆議院解散総選挙等の事情により日程変更のうえ平成16年2月1日~11日までの11日間とされた。

各コースの概要は次の通りである。

① 北中米コース

ア 時期、日数 平成16年2月1日(日)から2月11日(水) 11日間
 イ 参加者 10名(自由民主党6名、県民連合4名)
 ウ 訪問国 アメリカ、メキシコの2カ国
 エ 主な目的 最先端産業、国際交流、農業、食糧問題、環境(リサイクル、新エネルギー)関係等の調査

② 欧州コース

ア 時期、日数 平成16年2月1日(日)から2月11日(水) 11日間
 イ 参加者 10名(自由民主党6名、県民連合3名、無所属1名)
 ウ 訪問国 スペイン、イタリア、ギリシャの3カ国
 エ 主な目的 都市整備、環境(ゴミ焼却発電、環境保全団体)、農業、食糧問題、文化遺産保護、福祉関係等の調査

(5) 委託先の選定等

見積合せの結果について、委託料に限って検討した場合、北中米コースにおいては予定価格を大幅に上回る委託先を選定したこととなるが、契約先決定方法については、見積書を必要としない航空運賃、宿泊費等の旅費対応経費との合計とその提示内容等を総合的に検討した上で、予算額の範囲内(1人1,100千円)で見積書を提出した業者とすることとしていたものである。

なお、上記の決定方法については、見積参加業者に対して口頭にて伝えている。

委託先	北中米コース	欧洲コース
	A社	a社

<契約の方法>

添乗員経費、現地通訳（現地案内）及び現地専用車借上料については委託業務とし、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とする。（なお、契約を締結する場合は、別紙契約書（案）により行うものとする。）

また、当該契約の締結にあたっては、本来は複数業者から見積書を必要としない航空運賃、現地交通費及び宿泊費等の旅費対応経費についても前期の委託料対応経費と合わせて見積り合わせを便宜的に実施し、そのトータル経費とその提示内容（添乗員の経験、ホテル・食事等のランクの状況）等を総合的に検討した上で、下記の予算額の範囲内で見積書を提出した業者を委託業者として決定するものとする。

また、各コースの1人当たり経費の内訳は次の通りである。

（単位：円）

北中米コース	予定価格	A社	B社	C社	D社
交通費及び宿泊費等					
①航空運賃	579,000	499,800	517,000	541,500	618,000
②宿泊費 9泊	200,700	200,700	200,700	200,700	163,170
③食事代	78,500	78,500	81,100	78,500	78,500
④空港使用料、空港税	11,310	11,280	22,880	19,830	10,790
⑤その他	3,050	3,050	5,320	1,400	2,210
1人あたり小計	872,560	793,330	827,000	841,930	872,670
委託経費					
①現地通訳ガイド料	39,000	73,310	40,000	61,800	49,506
②添乗員経費	29,000	40,060	38,630	34,000	60,157
③現地車両借上料	52,500	76,130	81,470	59,700	99,234
④その他	29,500	32,170	32,700	18,800	27,750
1人あたり小計	150,000	221,670	192,800	174,300	236,647
1人あたり総額	1,022,560	1,015,000	1,019,800	1,016,230	1,109,317
欧洲コース	予定価格	a社	b社	c社	d社
交通費及び宿泊費等	857,800	596,550	629,890	788,798	673,340
委託経費	150,000	93,580	135,800	190,320	194,650

(6) 調査日程
各コースの日程表は下記のとおりであるが、各訪問先の調査目的の詳細までは示されていない。

① 北中米コース

月日(曜日)	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事
2月1日(日) ニューヨーク	成田空港発 ニューヨーク	18：45頃 17：05頃	空路 借上車	空路：ニューヨークへ（ニューヨーク：到着後：ホテルへ（ニューヨーク：泊） 機内食：レス夕食：レストラン	
2月2日(月) ニューヨーク	午前 午後 タ刻		借上車 借上車 借上車	【先端産業地区関係調査】 ・シリコンアレー地区企業調査 （10：00～12：00） ・シリコンアレー地区・現場調査 （14：00～16：00） ホテルへ（ニューヨーク：泊）	朝食：ホテル 昼食：レス夕食：レストラン
2月3日(火) ニューヨーク	午前 午後 タ刻		借上車 借上車 借上車	【国際交流関係調査】 ・野村英世の墓訪問（野口英世関連） （10：00～11：30） ・ロックフェラーダ大学訪問（野口英世関連） （13：00～17：00） ホテルへ（ニューヨーク：泊）	朝食：ホテル 昼食：レス夕食：レストラン
2月4日(水) ニューヨーク サンフランシスコ シスコ着	午前 午後 タ刻		空路 借上車 借上車 借上車	空路：サンフランシスコへ 【農業・食料問題関係調査】 （14：30～16：30） ・サンフランシスコ、フードバンク調査 ホテルへ（サンフランシスコ：泊）	朝食：ホテル 昼食：機内食 夕食：レス夕食：レストラン
2月5日(木) サンフランシスコ ロサンゼルス	午前 午後 タ刻	15：05頃 16：22頃	空路 借上車 借上車	【環境（リサイクル）関係調査】 ・プローニングフェリス施設見学 ・サイクリー調査 ロサンゼルスへ（ロサンゼルス：泊） ホテルへ（ロサンゼルス：泊）	朝食：ホテル 昼食：レス夕食：レス夕食：レス夕食：レス夕食：レストラン
2月6日(金) ロサンゼルス	午前 午後 タ刻		借上車 借上車 借上車	【環境（新エネルギー）関係調査】 （10：00～11：00） ・ロサンゼルス市役所訪問 ・ウインドファーム風力発電施設調査 (風力発電 約3,800基群) ホテルへ（ロサンゼルス：泊）	朝食：ホテル 昼食：レス夕食：レス夕食：レス夕食：レストラン

(7) 海外行政調査の結果

① 平成15年度海外行政調査報告書
「福島県議会議員の派遣に対する取扱要領」の規定に基づき議長に対して提出の
あつた調査報告書の概要是、次の通りである。

	北 中 米 班	歐州班
1 総ページ数	28ページ (表紙除く)	26ページ (表紙除く)
2 サイズ	A 4	A 4
3 構成		
① 団長挨拶	1 ページ	2 ページ
② 写真	1 ページ	—
③ 団員名簿	1 ページ	1 ページ
④ 日程表	2 ページ	2 ページ
⑤ 団員の報告	3人各 2 ページ 4人各 3 ページ 1人 4 ページ <u>計</u> 8人 22ページ	8人 各 2 ページ 1人 4 ページ <u>計</u> 9人 20ページ
⑥ おわりに	1 ページ (副団長)	1 ページ (編集委員、団員)
4 本文の形態	A 4 を左右に分けて20字70行 2ページの場合で、400字詰原稿用紙で3枚半程度	A 4 を左右に分けて20字70行 2ページの場合で、400字詰原稿用紙で3枚半程度

* 取扱い要領 第四 派遣の報告
「議員は、派遣が終了した場合は、速やかに派遣結果報告書（様式二号）により
派遣にかかる事務の遂行状況を議長に報告するものとする。ただし事務局職員が
随行する場合その他の場合で、議長が派遣に関する事務の遂行状況を把握できる
ときは、報告することを要しない。」

② 海外行政調査結果に基づく質問について

平成8年9月定例会から平成16年2月定例会までの本会議において、海外行政調
査をもとにした質問は下記の通りであり、31定例会のうち4分の1にあたる8定例
会において、延べ4議員が18件の質問を行っている。
なお、平成13・14年度の2か年度は、当該調査結果に基づいた質問の実績はない。
(議会事務局調べ)

定例会	質 問 者	内 容
	三 保 恵 一	国際交流について 環境（廃棄物・水質汚濁・大気汚染）対策について

平成8年9月	西 丸 武 進	海外の県人会との交流について 首都機能移転対策について 市民農園について
平成9年2月	渡 部 勝 博	原子力行政（情報公開と安全監視への住民参加） 廃棄物行政について
平成10年2月	伴 場 忠 彦	原子力行政（プルサーマル・使用済み核燃料・ 廃炉問題等）について 首都機能移転について
平成10年6月	有 馬 博	未来博と環境共生について 地方分権について
平成10年12月	渡 田 一 成	景観条例について
平成12年2月	斎 藤 勝 利	企業立地促進について PFIに対する取り組みについて
平成12年12月	清水 敏 男	研修による成果の報告 創業支援について
平成16年2月	有 馬 博	ボランティアの育成について
平成16年2月	飛 田 新 一	地産地消について
	太 田 光 秋	
	渡 辺 義 信	

また、委員会報が公開されている平成16年2月議会から9月議会までの3定期会と、
会期外に開催された特別委員会において、海外行政調査に参加した20名の議員の、
海外行政調査の結果等が反映された発言等を踏まえた内容について、議会事務局が
調査した結果は次のとおりである。

ア 常任委員会

商労文教委員会を除く5委員会において参加議員（20人）が、139件の議案と2
件の請願の審査を行い、209件に及ぶ質問・要望・提言等の発言を行っている。
委員会記録は、要点筆記のため海外行政調査結果の観点からの発言を特定する
ことは難しいが、その内容からして2割程度の質問等において、海外行政調査結
果が発言に反映されていると推察される。

イ 特別委員会

3特別委員会において、参加議員（17人）が18件の調査事項の審議を行い、33
件の質問・要望・提言等の発言を行っている。常任委員会同様、委員会記録は、
要点筆記のため海外行政調査結果の観点からの発言を特定することは難しいが、
その内容からして2割程度の質問等において、海外行政調査結果が発言に反映さ
れていると推察される。

ウ 総括審査会

平成16年2月定例会中、3月17日に開催された総括審査会において、海外行政
調査に参加した2議員が登壇、質問を行っている。

2議員とも海外行政調査の成果を踏まえて質問を行っており、28件の発言のうち10件程度の発言に海外行政調査結果が反映されていると推察される。

滋賀県議会調べによる、海外行政調査の実施状況（平成15年度実績）によれば、不明が5県（青森、千葉、兵庫、奈良、徳島）あるものの、公費で海外行政調査を実施しているのは30都道府県であり、うち秋田県、滋賀県及び沖縄県の3県は政務調査費で実施している。また、実施していないのは12府県である。なお、議員会派の企画立案に限ってみると、公費で実施しているのは23都道県であり、うち政務調査費で実施しているのは3県である。23都道府県合計で参加議員数は243人、公費の支出額は1人平均881千円である。

海外行政調査の実施状況（平成15年度実績、滋賀県議会調べ）

(単位：千円)

都道府県	全国議長会主催 議員、会派の企画立案						議会事務局の企画立案						
	回数	議員	職員	公費	回数	議員	職員	公費	政調費	回数	議員	職員	公費
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	1	1		1,000	10	30		10,661		3,454			
宮城	1	2		2,129	2	12		14,400					
福島					2	21	1	21,402					
栃木					1	3		3,568					
群馬										1	1	1	2,689
埼玉						1	6	1	5,460				
千葉						1	2			1	1	1	
東京						2	9		14,619	不明			
新潟	1	6		6,120		不	明						
富山	1	3		3,022									
石川					1	10	1	9,579					
福井						2	8	2	10,816				
山梨						3	5		1,704				
岐阜						8			4,335				
静岡						1	14	2	26,312				
愛知						2	26	2	29,094				
三重					1	4		4,800					
滋賀	2	4		4,008	4	5			1,304				
大阪										1	13	2	11,947
奈良						1	1			不明			
和歌山										1	10	3	9,822
鳥取	2	5		5,692									
岡山					4	8		4,987					

(9) 意見
① 契約先の決定方法について

当該委託契約の締結にあたる
費と委託料対応経費との総額
な理由があると考えられるが
頭のみであったことは、本事
ば不適切であったと思われる
今後は、見積の条件として
と考へる。

② 海外行政調査結果について
ア 調査目的の明確化

当該委託契約の締結にあたり、航空運賃・現地交通費及び宿泊費等の旅費対応経費と記載料対応経費との総額等により契約締結先を決定していることには、合理的な理由があると考えられるが、その決定方法について、見積参加業者への説明が口頭のみであったことは、本事項が基本的でかつ重要な見積条件であることからすれば不適切であったと思われる。

以後は目録の条件によって文書に明記のうえ参考書籍に付通知すべきである。

② 海外行政調査結果について
ア 調査目的の明確化

(6)に記載したとおり、北中米・欧州の両班ともに11日間の長期にわたり多くの観察先を訪問しているが、その訪問理由及び目的については、「文化遺跡、保護、整備調査」、「都市環境整備及び文化遺跡保護調査」、「国際交流調査」。

「**調査**」等といったように大きな柱立てとなっている。
今後は、当該行政観察の効果を検証する上でも観察目的や訪問先の選定理由等をさらに明確にして、調査を実施すべきであると考える。

(7)①の通り、取扱要領に基づき議長に提出している海外行政調査報告書の内容は、総ページ数で北中米版が28ページ、歐州版が26ページであり、調査結果について参加議員が2ページ程度の報告にまとめている。

この内容を検証すると、400字詰めの原稿用紙で3.5枚程度、うち半分は写真が記載されていることから、調査結果内容を十分に記載できているか疑問がある。限られた紙面において、調査結果の全てを記載することは不可能と考えることから、本報告書の様式について、結果及び成果を端的に表記できるような内容に見直すべきではなかろうか。例えば、各観察先等の訪問目的とともに、調査により明らかとなつた本県行政の課題、参考とすべき事項等を箇条書きで記載するような様式等を検討すべきと思われる。

ウ 県民に対する説明

当該行政調査結果は、(7)(2)に記載の通り、本会議等における質問はもとより、各議員の多方面にわたる議員活動に反映されていると担当課は説明するが、その調査の実施状況及び実施結果並びに成果等について、県民に広く周知されているとは思えない。

今後は、実施結果はもとよりその成果について、広く県民に対して公表していくべきと考える。

(3) 海外行政調査の実施について

法律上認められた議会の行政調査権の重要性については、十分に理解しているところであるが、県の厳しい財政状況を鑑み、他県の状況等を参考のうえ、行政調査がより効率的かつ合理的に行われるよう、期間ほか訪問先等について、検討していく必要があるのでないかと考える。

部局名：教育厅
事業名：140096 | 県立学校長協会研究委託事業

(担当グループ名 教育振興領域県立学校グループ)

(1) 概要

① 事業内容
県立学校が抱える教育課題等について、教育の専門的立場から委託先である高等学校長協会にその解決の方策の調査・研究を委託し、県教育委員会はその調査・研究結果の報告を受け、これを教育施策に反映させる。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設計額	108	108	98	98
積算根拠 委託額	108	108	98	98
財源内訳	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委託先	福島県高等学校長協会	福島県高等学校長協会	福島県高等学校長協会	福島県高等学校長協会
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(2) 委託先について

委託先である福島県高等学校長協会は、県立高校の校長を構成員に、教育に関する調査研究など、高等学校の振興を目的に活動している団体である。協会の主たる活動が勤務の一環として行われていることや、委託業務の内容もいわば教員としての業務の一部と言つても過言ではないと考えられる。そのため、当該団体に対して業務を委託することは、いわば自己委託のようなものであり、その妥当性に疑問を感じざるを得ない。

(3) 意見

調査研究の意義・必要性及びその効果については、何らこれを否定するものではないが、これらは教員としての本来的な職務の一部として位置付けられるべきものであり、委託という形態にはそぐわないものと考える。

また、支払われる委託額についても、各種調査研究報告書の印刷費用程度もしくはなく、実際上もそのような実費の支払いに充当されているとのことであるから、それらは本来、県官膏で対応すれば足りると考える。

よって、この事業については廃止の方向で検討すべきである。

部局名：教育厅
事業名：140625 他 | 稲刈り作業委託 等
(担当グループ名 教育振興領域免許財務グループ)

農業高校の委託業務のうち、農作業に関するものが3件あり、その概要是次の通りである。

整理番号	事 業 名 (高校名)	委 託 先	委 託 額 (千円)		
			H13	H14	H15
140625	稲刈り作業委託 (耶麻農業高校)	甲氏	663	636	636
140626	そば刈取委託 (耶麻農業高校)	A 農協	96	168	186
140836	水田コンバイン作業 (磐城農業 高校)	乙氏	330	330	330
	計		1,089	1,134	1,152

(1) 概要

- ① 整理番号140625稲刈り作業委託 (耶麻農業高校)
耶麻農業高校 全生徒数 143人 実習生徒数 60人
水田面積 330 a - うち実習面積 4 a - (手作業による稲刈)
実習授業時数：1人あたり 5時間 (田植、稲刈りをあわせて)
- ・問題行動を繰り返す生徒の学業復帰への支援のあり方について
 - ・今後の入学者選抜の円滑な実施に向けての課題と対応について
 - ・授業の質を高めるための授業研究並びに校内における研究体制の在り方について

福島県報

米	こしひかり (精米)	600,000	1,500	
計		4,901,035	18,030	
種類	品種	収入金額 (円)	収穫量 (kg)	作付面積 (ha)
そば	原そば (粉前)	465,336	1,231	
そば	そば (粉)	323,700	249	
計		789,036	1,480	310

۳

整理番号1408
磐城農業高校

種類	品種	収入金額(万)	収穫量(kg)	作付面積(ヘクタール)
米	こしひかり (玄米)	1,076,500	4,215	100
計		1,076,500	4,215	100

谷
数畠、並額は十成15年及夫頃、主庭数寺は十成10年及

(2) 業務委託の理由

相当グレーブの説明によれば、農業高校は、かつての大型機械化—資本主義農業などを重点とした大規模農業をモデルとして、農地等が整備されたことにより、現在の規模となっている。しかしながら、現在は、農業の多面的機能が認識され、農業高校においても時代のニーズに対応し、環境問題やヒューマンサービスなど多岐にわたる学習をすることになり、食料生産（稲作の実習）に関する科目が少なくなっている。その結果生徒の実習時間も少なくなり、また、コンバインも無いことから、直接生徒が稲刈りをする面積も少くなっている。

なお、個々の委託事業の内容は次の通りである。

実習において刈り取りができなかつた部分について、コンバインを所有している農家に委託している。

なお、個々の委託事業の内容は次の通りである。

○ 整理番号140625 稲刈り作業委託

米の栽培面積は330ha（3町歩）もあるが、実習時間が年間5時間でコンバインも無いことから、生徒の手作業による稲刈りは4haのみとし、他の326haについては地元の農家にコンバインによる稲刈りを外部委託している。

なお、委託額は636千円要するが、収穫物である米の玄米等の売却価格は4,901千円にのぼり、費用対効果はある。

८

息兒

(参考)					
整理番号	高校名	実習刈取面積	実習生徒数	実習時間	一人あたりの実習刈取面積
140625	耶麻農業高校	4.7-	60人	5時間	6.7m ²
140836	磐城農業高校	2.7-	67人	2時間	3.0m ²

七

具体的には、コンバインを借り上げて生徒が直接操作することにより、実習による刈り取り面積を拡大することや、年間の実習時間に見合った作付面積とするために、地域のニーズにあった作物、多様な学習科目に合った作目等へ転換することについても検討していくべきである。

司名：農林水産部
業名：70270 中山間地域総合整備事業委託業務
(担当グループ名 農村整備領域農村環境整備グループ)

(1) 概要

① 事業内容

中山間地或総合整備事業の工事を実施するにあたって必要となる、地形測量、地質・用地調査、区画整理・用排水路・農道・建物等の設計業務および報告書作成。中山間地域は、平地地域に比べ過疎化・高齢化が進んでおり、耕作放棄地の発生も増大するなど、農業生産条件や定住条件の不利性は依然として厳しい状況にある

ことから、県土面積の約8割を占める当地域の活性化を県政の重点施策に位置付け各種事業に取り組んでいる。

中山間地域総合整備事業は、このような条件不和地域において、農業を中心とした地域活性化を図るため、ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤と、集落道、営農飲食用水、防火用水、活性化センター等の生活環境基盤の整備を総合的に実施している。財源内訳については国が55%、県が30%、地元も15%を負担している。

現在までに、32地区で実施（うち、完了18地区）し、中山間地域の活性化と定住促進に大きく寄与してきたところであり、現在14地区が実施中である。

② 委託額及び委託先等の推移

県財政状況のひっ迫に伴い、平成14年度以降は年度事業費が大幅に抑制され、各地区とも当初計画での事業実施は困難な状況にある。このため県は、事業の緊急性及び重要性を鑑み、効率的な事業執行を目指し、計画の見直しを実施している。

（単位：千円）

年 度	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
設 計 額	569,722	190,871	246,014	194,400
積算根拠	設 計 单 価 に 基 づ き 積 算	設 計 单 価 に 基 づ き 積 算	設 計 单 価 に 基 づ き 積 算	設 計 单 価 に 基 づ き 積 算
委 託 額	556,672	186,162	240,434	194,400
県	176,002	55,849	72,130	58,320
國	306,170	102,391	132,239	106,920
他	74,500	27,922	36,065	29,160
委 託 先	民間企業	民間企業	民間企業	民間企業
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札

(2) 個別事業「会津ばんだい地区」について

本事業全14件のうち「会津ばんだい地区」を選び、内容を検討した結果は、次の通りである。

本地区は、「情報発信基地Bandai」をキヤッチフレーズに平成11年度に採択され、平成20年度を目途に事業を実施している。平成15年度末の進捗率は36%で、当初計画から遅れているものの、今後、県の財政状況並びに計画時点（H10）からの状況変化を踏まえ、全体計画の見直しを行い、効率的な事務執行を図ることとしている。

① 個別施設の実施方針

活性化施設

- 磐梯町では、遊休農地へのそば作付を推進しており、現在では県内でも有数の生産量と品質を誇るまでとなっているが、そば産地としては広く知れ渡っていない状況にある。町では、そばを単なる農作物に止めておくだけでなく、そばを使った加工品の開発・販売、そば打ち体験等を通じた都市・農村交流などを

積極的に推進する考えであり、本施設を、そばブランド化の拠点施設に位置付けている。

- また、地元農作物加工や地場産品開発等による起業活動や、地域環境改善等の住民活動の拠点としても広く活用する考えである。

（参考）活性化施設とは	農業活動や住民の憩いの場、都市との交流、特産品の開発や加工、展示販売、各種集会や研修、文化芸能活動等、多目的に利用される施設であり、単なる集会場とは性格を異にしている。
	最近では、「地産地消」の推進により、当該施設を地域の伝統や地元農産物をベースとした利活用が盛んに行われている。例えば、遊休桑園の桑を利用し、桑茶や桑の実アイス等の製品を開発・加工している東和町の「あぶくま館」、会津ふぶし館」、600年の伝統を誇る“からむし織り”の技術伝承や体験・展示販売を行っている昭和村の「織姫交流館」等があり、中山間地域の活性化に大きく貢献している。

イ 市民農園

- 現在、磐梯町においては、農家・民宿・ペンション等の民間ベースによるグリーン・ツーリズムへの取り組み（体験農園、オーナー制等）を推進しているが、市民農園については、社会情勢等の変化を踏まえ、関係機関と調整を図りながら中止または規模の縮小を含め、計画の見直しを行うこととしている。

ウ 農村公園

- 本地区においては、地域住民の憩いとやすらぎの場、コミュニティ形成の場として、農村公園を4箇所計画している。

・磐梯町は会津伝教の発祥といわれる「慧日寺」があるなど寺社仏閣が多く、地域の伝統文化の伝承の場となっている。

- 本地区の農村公園は、寺社境内やソフトボール場などに隣接して設置する計画であり、これら既存施設と連携して相互に利用効果を高める役割も果たしている。

② 「会津ばんだい地区」の問題点

ア 活性化施設整備事業として174,000千円で計画されているが、工事未着手のまま

となっている。

イ 市民農園等整備事業として81,000千円で計画されているが、工事未着手のまま

(3) 意見

県土面積の約8割を占める中山間地域は平坦地域に比べ、過疎化・高齢化が進んでおり、耕作放棄地の発生も増大している条件不利地域である。このことから、中山間

地域の活性化を県政の重点施策に位置付けて、各種事業に取り組んでいる県の方針は理解できる。このような背景の下で、担当グループは、市民農園整備について、グリーン・ツーリズムの進展等の情勢変化を踏まえ、計画の見直しを行うとしているが、県の厳しい財政状況の中で、限りある財源の有効活用という観点からすれば、「会津ばんだい地区」のうち、市民農園等整備事業については工事未着手であることと社会情勢の変化によるニーズの変化により廃止すべきである。また、活性化施設整備については、同様の理由により規模の見直しを行い、農村公園施設整備については、社会情勢の変化により延期又は廃止の方向で検討すべきではないかと考える。

事業の実施に当たっては、その時点の情勢の変化を的確に捉え、適時、事業内容の見直しを行うべきである。

部局名 :	<u>商工労働部</u>
事業名 :	<u>60053 他 国際線就航先観光客誘致促進事業 等</u>
(担当グループ名	<u>地域経済領域観光グループ</u>)
平成15年度における、(社)福島県観光連盟(以下、「連盟」という。)に対する委託事業は下記の5件である。	

整理番号	事業名	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
60037	観光物産展表敬訪問事業	0	0	608	0
60044	観光客動態調査集計等業務	0	0	2,263	0
60050	福島県観光伝信事業	5,082	2,511	1,688	951
60053	国際線就航先観光客誘致促進事業	20,351	12,002	12,382	11,022
60057	首都圏等観光客誘致促進事業	11,276	4,984	4,953	3,846
(5件)		36,709	19,497	21,894	15,819

5件ある委託事業のうち、平成15年度委託額が最も大きい整理番号60053の事業を例にとり、以下に述べることとする。

(1) 概要

① 事業内容
平成11年6月の福島空港国際線就航開始を契機とし、就航先における本県の国際観光を推進するため、韓国及び中国をターゲットとした海外向け観光プロモーションを実施することにより、本県観光のPRと異なるイメージアップを図るとともに、本県への観光客誘致を促進する。

実施事業	実施時期	実施内容
韓国マスコミ取材促進事業	平成15年6月 平成16年1月	韓国のマスコミ関係者の招待

(2) 委託額及び委託先等の推移

(単位:千円)

年 度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設 計 額	20,351	12,002	12,382	11,022
積算根拠	個別積算	個別積算	個別積算	個別積算
委 託 額	20,351	12,002	12,382	11,022
財 源				
県	20,351	12,002	12,382	11,022
國	—	—	—	—
内 訂	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委 託 先	(社)福島県観光連盟	(社)福島県観光連盟	(社)福島県観光連盟	(社)福島県観光連盟
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(2) 平成15年度 連盟における収支計算書の概要

(単位:千円)

科 目	合 計	一 般 会 計	東 京 觀 光 案 内 所 会 計
I 収入の部			
1. 会費収入	8,448	8,448	
(1) 正会員会費収入	8,292	8,292	
(2) 賛助会員会費収入	156	156	
2. 補助金等収入	33,469	33,469	
(1) 補助金収入	11,575	11,575	
(2) 委託金収入	21,894	21,894	
3. 負担金収入	381	381	
4. 繰入金収入	1,765	1	1,764
5. 雑収入	552	445	107

(3) 連盟事務局の概要
連盟事務局は、商工労働部地域経済領域観光グループ内にあり、連盟で雇用する臨時職員が1名いるものの、他の観光グループの職員が兼務で業務を行っている。いわゆる、一般に「他団体事務従事」と呼ばれているものである。

(4) 意見
一般的に他団体事務従事は、団体財政規模が小さく、独立して運営することが難しい等の理由から担当グループ内に事務局を置き、職員が業務を兼務することにより遂行する必要があったという面がある一方で、予算の使い勝手の良さから、安易に他団体事務従事が行われてきたとも推察される。

本連盟のように専任の臨時職員がおり、社団法人としての組織形態を整え、収支が40百万円を超える規模の団体であるならば、自主独立による運営が基本であり、県職員が事務従事する合理的意義は薄いものと考える。
また、県民の目線から見れば、県職員が事務従事する団体への委託はいわば「自己委託」と言つても過言ではない。

本連盟に限らず、県職員が事務従事する団体への委託は、業務内容を分析した上で、

真に当該団体に委託すべきかを検討した上で、実施すべきである。

当期収入合計	44,615	42,744	1,871
前期繰越収支差額	1,372	1,372	0
収入合計	45,987	44,116	1,871
II 支出の部			
1. 事業費	31,627	31,499	128
(1) 宣伝事業費	943	815	128
(2) 受託事業費	21,893	21,893	
(3) 特別事業費	311	311	
(4) 負担金補助及び交付・金	3,430	3,430	
(5) 日観協への提出金	5,050	5,050	
2. 会議費	714	714	
3. 事務局費	9,358	9,358	
(1) 職員費	8,546	8,546	
(2) 旅費	158	158	
(3) 事務諸費	654	654	
4. 案内所費	1,743	0	1,743
5. 繰入金支出	1,765	1,765	
(1) 東京観光案内所繰入金支出	1,764	1,764	
(2) 観光事業振興基金繰出金支出	1	1	
6. 雑支出	1	1	
当期支出合計	45,208	43,337	1,871
次期繰越収支差額	△593	△593	0
	779	779	0

部局名：農林水産部
事業名：70149 電話交換業務（畜産試験場）

（担当グループ名 畜産試験場）

(1) 概要

① 事業内容

畜産試験場内電話34回線の交換業務委託。

② 委託額及び委託先等の推移

（単位：千円）

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	1,757	1,757	1,756	1,742
積算根拠	前年実績ベース	前年実績ベース	前年実績ベース	前年実績ベース
委 託 額	1,757	1,757	1,756	1,701
財 源				
内 國	1,757	1,757	1,756	1,701
外 訂	—	—	—	—
委 託 先	甲氏	甲氏	A 社	A 社
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	2者以上隨契	2者以上隨契

(2) 経緯及び現状

試験場の電話交換業務は事務部職員の定数減に伴い、昭和53年度から外部に業務を委託している。

試験場では、県関係、国の試験研究機関関係、教育機関、農業団体等から毎日100件前後の電話受信があるが、業務上、研究員、動物管理員は勤務時間中のほとんどを畜舎、農場等現場で従事していることから、電話交換手が用件を聞き、メモにより本人に伝えている。

また、電話交換手は、職員の出張、休暇等の予定を把握しており、場内に不在の場合にはその旨を相手方に伝えている。

なお、試験場内にある32台の電話機のうち半数が内線専用であるため、内線電話からの外線申込みも1日10件程度ある。

(3) ダイヤルイン式にした場合の問題点

ダイヤルイン方式にすれば交換手は不要となり、委託費を削減できるメリットがあるが、担当グループは、職員が場内の各畜舎や農場に分かれて業務を行っている実態から、ダイヤルイン方式よりも現在の代表電話による取り次ぎの方が、業務がスムーズに行われると説明している。

<問題点>

① 一般に始業時、昼休み及び終業時以外は、各職員は主に畜舎等の現場で業務を

行っており、事務所内に在中する職員がほとんどいない状況である。特に、春から秋の時期は、職員全員が事務所外で作業する機会が多いことから、事務所内が留守となり円滑な電話対応ができなくなる。

(2) 現在は、電話交換手が全職員の出張、休暇予定等を把握して対応しているが、全ての職員が他の職員の出張等を把握して対応することは困難であり、ダイヤルイン方式にした場合、電話応対サービスの低下を招くこととなる。

(3) 事務所に在中していた職員は、試験データの取りまとめ業務等を期間を限定して集中的に行っているため、電話対応により業務効率に影響する。

(4) 意見

現在、多くの事業所が電話交換業務を廃止し、ダイヤルイン方式に移行している。担当グループは、畜産試験場は業務の実態からダイヤルイン方式は困難であると説明するが、研究員室等に職員が不在の場合は、事務部に自動転送するシステムとすることにより、一義的には要件は足りる。初期投資があるにしても長期的にはコスト削減につながるので、ダイヤルイン方式を探り入れる方向で、再度検討すべきであると判断する。

<共通事項>

事業名：_____ | 公用車の運転業務

(担当グループ名 _____)

(1) 概要

公用車の運転業務ほか。

現在、運転手が110名、技能員兼運転手が11名、運転手兼補修員が74名の合わせて195名の運転手があり、部局毎の配置は次の通りである。

(単位：人)

部 局	運 転 手	技能員兼運転手	運転手兼補修員	計
総務部	22	—	—	22
生活環境部	1	—	—	1
保健福祉部	11	9	—	20
農林水産部	23	—	—	23
土木部	45	2	74	121
病院局	2	—	—	2
医科大学	1	—	—	1
議会事務局	3	—	—	3
教育庁	2	—	—	2
計	110	11	74	195

※総務部の人数は、車庫長1名と再任用職員1名は除かれている。
※医科大学は、主任運転手兼用職員である。

このうち技能員兼運転手については「野犬等捕獲業務」、運転手兼補修員について

は「道路維持管理業務」の項で後述することとし、ここでは、運転手の業務について総務部を例にとり述べることにする。

(2) 総務部の状況

財務領域総務予算グループ集中管理自動車チームに車庫長以下13名と再任用職員1名の合計14名が配置されており、地方振興局の10名と合わせて24名の運転手がいる。

① 職員の年齢構成（平成16年4月1日現在）
職員の年齢構成は平均化されており、「事務委託推進の基本方針」（昭和46年策定）及び民間委託の推進に係る取り組みが盛り込まれていた第1次「行政改革大綱」（昭和60年策定）の策定以降、業務の見直しを図りつつ、退職者の補充などで必要に応じ人事異動等により対応してきた。

年齢	人 数	摘要
56～60	3	最年長58歳 2名
51～55	5	
46～50	6	
41～45	5	
36～40	4	最年少38歳 2名
合計	23	平均年齢 47歳

※ 再任用職員1名を除く。

(2) 積働状況

総務予算グループの運転手の稼働状況等については、次の通りである。

平成11年度から平成16年度11月末までの運転手1人あたりの平均稼働日数は1ヵ月（21日）あたり13.0日、稼働率は64.4%であり、高い状況にあることは考えられない。

なお、平成16年度（11月末まで）は、対応職員数が減少したことなどから稼働日数、稼働率ともに過去5年間で最も高くなっている。

ア 運転手の稼働状況（集中管理自動車チーム）

年 度	対応職員数 (人)	1人あたり年間稼働日数	1人あたり年間稼働率	1人平均稼働日数 (日)	走行距離 (km)
平成11年度	13.0	66.8%	13.5	1,820.0	
平成12年度	13.0	61.6%	12.4	1,623.0	
平成13年度	13.0	65.7%	13.2	1,703.0	
平成14年度	13.0	62.2%	12.5	1,507.0	
平成15年度	13.0	58.9%	11.9	1,579.9	
平成16年度	12.5	70.9%	14.5	1,812.9	
平 均	12.9	64.4%	13.0	1,674.3	

注1 平成16年度は4月から11月末までの実績

- 注2 対応職員数には車庫長を除く（以下同じ）
 注3 1人あたり年間稼働率=稼働日数÷運転手数÷242日
 ※ 365日－（52日×2）－14（祝日）－5（年末年始）=242日
 注4 1人あたり月間稼働日数=稼働日数÷運転手数÷12月
 注5 1人平均走行距離の平成15・16年度は三役等を含む

イ 公用車の稼働状況

項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16
車両台数	19台	17台	16台	16台	15台	
稼働総日数	2,103回	1,939回	2,066回	1,956回	1,852回	1,453回
1人あたり月間稼働日数	13.5日	12.4日	13.2日	12.5日	11.9日	14.5日
1人あたり年間稼働率	66.8%	61.6%	65.7%	62.2%	58.9%	70.9%

注1 1人あたり月間稼働日数は、稼働日数÷運転者数÷12

例 H11 2,103日÷13人÷12日=13.5日

H16 1,453日÷12.5人÷8日=14.5日

注2 1人あたり年間稼働率は、稼働日数÷運転者数÷242日

H11 2,103日÷13人÷242日=66.8%

H16 1,453日÷12.5人÷164日=70.9%

(3) 運転業務の外部委託について

自動車が一般化しておらず運転免許を有する人も少なかった昭和30年代には運転手を技能職として採用する必要があったものの、モータリゼーションが急速に進展した昭和40年代以降、運転免許者数は大幅に増加し、現在、本県においては免許適齢人口1.4人のうち1人が免許を有するまでの状況となっている。

こうした社会状況の変化を背景として、公用車等の稼働状況からしても、特殊車両等を除く一般公用車の運転業務について、今後も運転手を採用していく必要性は低いと考えざるを得ない。

これまで県は、「事務委託推進の基本方針」（昭和46年策定）及び累次の行政改革大綱に基づき、業務（事務）委託の推進に取り組んできたことであるが、運転業務が行政権限の行使を伴う業務でないとからすれば、委託適応業務の対象外とは考えられず、外部委託ほか外部資源の活用は十分に可能であると思われる。また、昨年6月に新たに策定した「アウトソーシング推進基本方針」においては、今後、なお一層推進する分野の業務類型として現業的業務（「公用車等管理、運転業務」を含む。）が示されており、アウトソーシングに馴染む業務として明記されている。

(4) 類似業務の外部委託の状況について
 公用車の運転業務に類似する外部委託の例として、県立学校における通学バス（ス

クールバス）の運行業務があり、平成15年度に教育庁で8件の委託実績がある。当該業務が予め県（学校）が定めたコース・時間での定期的な車両運行という点において、総務部ほかの公用車の運転業務と大きく異なるが、業務内容に応じては、運転業務の外部委託が可能であることを示すものと考える。

通学バス運行に係る委託事業のうち平成15年度の委託金額が最も大きい、いわき養護学校における事業の概要は下記のとおりである。

- ① 事業名 整理番号141217 通学バス運行業務

- ② 業務概要 いわき市内を3コースに分け、大型バス3台を児童生徒の登校日（年間205日前後）に運行する。
 ③ 委託金額 27,641千円
 ④ 委託先 民間企業
 ⑤ 委託開始年度 昭和58年度

(5) 意見

当該業務について運転手の稼働が低い状況にある部局等においては、当面は、待機時間の有効活用について検討すべきである。そのためには、外局を含め本庁における運転業務について、一元管理による方法を探ることが合理的かつ効率的であり運転手の稼働率の向上にも繋がるものと考える。

また、これまで県では「事務委託推進の基本方針」等において事務事業の整理合理化、行政運営の効率化などを掲げ、民間委託の推進に取り組んできたことであるが、運転業務に係る外部委託について検討が殆どされてこなかった現状からすれば、その取り組みを真に積極的に行ってきたとは考えられない。県民の目には、実行を伴わない方針は全く無意味であり、行政の自己満足としか映らないのである。県は、外部委託化の進まない理由について理屈を並べるのではなく、県民の視点から見て「行政の常識が県民の常識」になるよう、努力すべきである。

危機的な県の財政状況等からも、行政運営の効率化は喫緊の課題であり、「民間にでるべきことは民間に」との基本的考え方を実践することが県民等の視点から何よりも求められていることから、民間活力を積極的に活用すべきである。この時期にこそ聖域なき業務の再検証を行い、改めて民間委託を強力に推進する必要があると考える。行政改革に対する職員の意識改革を徹底するとともに、県が直當で実施すべき必要最低限の業務量を把握したうえで、必要に応じた業務委託（運転手派遣：5,000千円/年・人程度と考えられる。）やタクシーなど外部資源の活用を早急に推進すべきである。

<共通事項>
 事業名：_____ | 調理給食業務 _____ | (担当マネージャー名 _____)

- (1) 概要

県立病院、医科大学医学部附属病院の入院患者及び社会福祉施設等入所者等のため

の調理給食業務。
「事務委託推進の基本方針」が策定された昭和46年以降、逐次、外部委託化が進められてきた業務であるが、平成16年4月1日現在、調理員、給食員は58名おり、部局別の配置は次の通りである。

部局名	人 数	人 数	合 計
調理員	給食員	合 計	
保健福祉部	3	—	3
医科大学	22	—	22
病院局	24	4	28
教育庁	4	1	5
合 計	53	5	58

これらのうち、職員数の最も多い病院局の状況について述べることとする。

(2) 病院局の状況

① 経緯

県立病院の給食業務は、当初より県直営で行なわれてきたが、昭和46年に「事務委託推進の基本方針について」が発出され、委託適応業務の範囲の代表的事例として、清掃・警備・調査設計・機械保守等と並んで「給食」が例示されたこともあり、逐次、外部委託が進められてきた。

現在、リハビリテーション・飯坂温泉病院、三春病院、猪苗代病院、宮下病院及び南会津病院については、全面委託化がなされ、喜多方病院と矢吹病院については一部委託となっている。これに対して、会津総合病院と大野病院においては外部委託が実行されず県直営のまま現在に至っている。これに対し、会津総合病院と大野病院においては外部委託が実行されず県直営のまま現在に至っている。これに対し、会津総合病院と大野病院においては外部委託が実行されず県直営のまま現在に至っている。これに対し、会津総合病院と大野病院においては外部委託が実行されず県直営のまま現在に至っている。平成15年度行政監査においてもこの問題が取り上げられ、「平成15年度行政監査結果報告書」において「昭和46年度以降に調理給食業務に従事する職員が採用されていない。調理給食業務については、現在委託化の方針、目標年次等具体的な計画は策定されていない。」と問題が指摘され、「調理給食業務の民間委託の早期実現に向けて、各病院において具体的な方針及び計画を策定すること。」の意見が出されている。

② 職員の状況

ア 所属別内訳

調理員及び給食員全28名のうち、外部委託化されていない会津総合病院の職員が16名と過半数を占めている。

所 属	人 数	人 数	合 計
調理員	給食員	合 計	
会津総合病院	12	4	16
喜多方病院	2	—	2

矢吹病院	4	—	4
大野病院	6	—	6
合 計	24	4	28

イ 年齢構成

46歳以上が14名おり、45歳以下も14名と年齢構成はほぼ平均化しているといえる。28名全員が「事務委託推進の基本方針」が示された昭和46年以降の採用である。

(平成16年4月1日現在)

年齢区分	調理員	給食員	合 計
	1	2	3
56～60歳	5	—	5
51～55歳	—	—	—
46～50歳	6	—	6
41～45歳	6	2	8
36～40歳	3	—	3
31～35歳	3	—	3
合 計	24	4	28
平均年齢	45.2歳	49.8歳	

(3) 意見

県立病院と医科大学医学部付属病院を監査テーマとした「平成14年度包括外部監査」においても、附属病院と県立会津総合病院の調理給食業務について、前「行財政改革大綱（平成11年12月策定）」が特に民間委託を推進する業務として挙げていたにも関わらず、その方向すら見えていない状況にある等として、指摘事項とされている。外部委託の推進について、「事務委託推進の基本方針」等に取り上げながらも、その積極的な推進を怠り、安易に退職時の補充を繰り返し、現在に至っていることについては、県の怠慢であり、責任は免れないと言えよう。特に病院局においては、現在、経営状況の悪化のもと県立病院の統廃合に係る議論が取り沙汰される中、経営コストの削減は最重要課題であり、外部委託に移行した病院の状況を見れば、その効果は明らかであることから、それを無視してきたことは問題である。今後は、病院局は勿論のこと、他部局においても当該業務について、徹底的に外部委託化を図るべきである。

<共通事項>
事業名 : _____ 電話交換業務 _____

(1) 概要 _____

電話中継台による電話の取次業務。
現在、県には18名の電話交換手があり、部局毎の配置は次の通りである。

部局名	人 数	備 考
総務部	3	
病院局	1	
警察本部	14	
合 計	18	

このうち、県庁舎において取次業務を行っている総務部を例にとり述べることにする。

(2) 総務部の状況

① 経緯
総務部文書管財課において所掌する県庁舎の電話交換業務については、これまで県職員4名体制で行ってきた。平成12年に1名が定年退職した後は、臨時職員でこれを補っており、現在は、県職員3名と臨時職員1名の4名体制で業務を行っている。

② 着信数の推移
県庁舎における中継台着信数は年々減少してきており、ダイヤルインのウェイトが高まっている。

電話交換手の年間稼働日数を242日とし、交換業務を4人体制で行っていると仮定すると、平成9年度は1人1日あたり239件、1時間あたり34件であったが、平成15年度は1人1日あたり96件、1時間あたり14件となり平成9年度に比べ40%程度にまで大幅に減少している。

年 度	中 継 台	ダ イ ャ ル イ ン	着 信	ダ イ ャ ル イ ン の 比 率
平成9年度	231,166	1,528,772	1,759,938	86.9%
平成10年度	201,669	1,532,120	1,733,789	88.4%
平成11年度	174,579	1,531,186	1,705,765	89.8%
平成12年度	140,016	1,569,221	1,709,237	91.8%
平成13年度	122,953	1,565,282	1,688,235	92.7%
平成14年度	108,127	1,517,857	1,625,984	93.4%
平成15年度	92,560	1,477,014	1,569,574	94.1%
7カ年平均	153,010	1,531,636	1,684,646	90.9%

③ 電話設備
県庁舎において、現在使用している電話設備は、平成4年に更新したデジタル交換機であり、内線1,856回線、局線190回線で運用している。

購入から12年が経過しており、耐用年数を既に経過しているものの、現在のことろ、特にトラブル等は発生していない。
なお、現在、これまでのダイヤルインからIP電話の導入を検討している。

(参考) IP (インターネットプロトコル) 電話について

1. IP電話の現状

IP電話はインターネット技術を利用した音声通信であり、企業では内線網のIP化からスタートし、外線に使うケースも増えている。2004年度末において、導入企業は約24%と見込まれ、一方、各都道府県においては、現在、兵庫、奈良県において現設備にIP回線のみを接続した形態で運用しているのみである。

2. 導入と問題点

NTTはIP化のための環境整備について2010年の全面移行を計画している。従って、現設備の更新はこれらの推移を見ながら更新を計画するのが適当である。

IP電話の問題点としては、電話料金の管理が出来ない、すなわち発信者を限定できない、また発信番号の表示が出来ない、現在のダイヤルイン着信はできない等がある。

3. ランニングコスト

IP専用回線の新設、基本料及びモ뎀等レンタル料のトータルコストで、月額約4,500円程度が見込まれ、それに回線数を乗じた額が負担となる。従って、仮に200回線として積算すれば月額90万円となり、割引率との比較をすれば、通話料金は大幅な削減にはならないと思われるが、IP電話の普及率が向上すれば、通信関連コストが安くなることは期待できる。

4. 導入経費

約2～3億円（見込み）

④ 外部委託によるコスト削減（試算）

仮に電話交換業務について、全面的な外部委託に移行した場合について試算する
と下記のようになり、11百万以上のコスト削減効果があると考える。

（単位：千円）

外 部 委 託 前	外 部 委 託 後
事 業 経 費	2,133
委 託 料	15,009
県 執 行 経 費	
人 件 費	24,000
人 件 費	
トータルコスト	26,133
コ スト 削 減 額	15,009
コ スト 削 減 額	11,124

〔積算基礎〕

<input type="checkbox"/> 外部委託前	事業経費 (臨時職員人件費)	@2,133千円×1人 (@8,000千円×3人)
<input type="checkbox"/> 外部委託後	人件費 (電話交換職員)	@3,127千円×4人 2,501千円
	管理費	
	委託料 合計	<u>15,009千円</u>

(3) 電話交換業務における、東北6県等の実施状況
北海道や山形県等26都道府県が直営で行っており、15都道府県において全部又は一部の外部委託が行われている。

(平成16年末兵庫県調べ)

都道府県名	出本先又は 支店又は 営業部	業務の実施方法	職員数	見直し方針		実業間連携均等化の 方針	処理均等化の 方針	備考
				直営	全部委託	現業職員常勤	非務務員常勤	業務委託
北海道	本庁	○	○	○	12	4	1	13
	出先	○	○	○	34	1		431
青森県	本庁	○	○	○	3	3		210
	出先	○	○	○	15			5 137
岩手県	本庁	○	○	○	2	2	○	225
	出先	—	—	—			H 2. 11 廃止	
宮城県	本庁	○	○	○	1	2		135
	出先	○	○	○	9	3		8 125 直営1、全部委託2、一部委託5
秋田県	本庁	—	—	—			S 49. 5 廃止	
	出先	—	—	—			廃止時期は不明	
山形県	本庁	○	○	○	2			80
	出先	○	○	○	17			9 不明
福島県	本庁	○	○	○	3	1	○	88 嘴託
	出先	—	—	—			H 6. 4 廃止	
合 計	本庁	40	26	5	10	192	72	0 4 5 1
	出先	28	18	11	4	230	95	1 1 1 1

(4) 意見

① 本庁における業務の状況からすれば、ダイヤルインの浸透が進み、中継台着信数の減少や技術的な専門性からも電話交換手の設置意義が以前より薄らいでいる

と考える。また、他県では既に15都道府県において外部委託化が行われていること、本県で外部委託化した場合に11百万円以上のコスト削減が見込まれること、などから外部委託は十分に可能であり、その効果も大きいと思われる。

従って、総務部は勿論、その他の部局等においても電話交換業務に係る外部委託化の検討を行うべきである。

② また、総務部において検討している電話設備の更新については、コスト面ほか、IP電話導入のメリットヒデメリットを踏まえ、引き続き検討を重ねていく必要がある。

<共通事項>
事業名： _____ | ボイラー管理運転、用務員・府務管理員の業務 _____

(1) 概要

① ボイラー業務	学校ほか各施設におけるボイラーの管理運転業務
② 用務員 (府務員) 業務	府舎等の清掃、環境整備、簡易修繕、文書の便送など
	現在、県にはボイラー技士が33名、用務員及び府務員管理員が99名おり、部局別の職員数は次の通りである。

(平成16年4月1日現在)

部	局	ボイラー技士	用務員(府務管理員)	合計
保健福祉部	1		—	1
農林水産部	3		—	3
病院局	5		—	5
医科大学	2		—	2
教育庁	22		71	93
警察本部	—	28	28	56
合計	33	99	132	

このうち、両職種の職員数が最も多い教育庁の状況を例にとり述べることとする。

(2) 教育庁の状況

① 外部委託の状況

正規職員が退職した場合にはその補充は行わないとの方針に基づき、ボイラー運転管理業務については、逐次、外部委託の活用が行われておらず、平成15年度においては、26校の県立学校において業務委託を行っている。

また、用務員業務についても、同様の方針により嘱託職員等の外部資源の活用が行われている。

② 職員の年齢構成
ア ボイラー技士

平成5年度以降、職員の採用を行っておらず、全員が41歳以上である。

年齢	人 数	摘 要
56～60	3	最年長60歳
51～55	10	
46～50	6	
41～45	3	最年少41歳
合 計	22	平均年齢 50.6歳

4 用務員

平成6年度以降は、職員の採用を行っていないが、40歳以下の職員が11名いる。

年 齢	人 数	摘 要
61～63	2	最年長63歳
56～60	6	
51～55	14	
46～50	23	
41～45	15	
36～40	8	
31～35	3	最年少31歳 2名
合 計	71	平均年齢 46.7歳

(3) 意見

ボイラー運転管理業務については、教育厅における委託実績からも、民間事業者による対応が十分に可能な業務である。また、教育厅における用務員、警察本部における庁務管理員の業務についてもその業務内容からして、嘱託職員等の活用は可能であり、行政運営の効率化が求められる中、教育厅の退職不補充の方針は妥当なものと考える。両業務ともに行政権限の行使に直接関係するものではなく、正職員で行う必要性も高くないことから外部委託や嘱託職員の活用を含め、外部資源の活用に努めるべきである。

部局名： 総務部
事業名： 守衛業務

(担当グループ名 文書管財領域施設管理グループ)

- (1) 概要 本庁舎及び西庁舎(以下、「県庁舎」という。)における秩序維持業務を中心とする人的守備業務。
- (2) 職員の状況

平成16年4月1日現在、総務部文書管財領域の施設管理グループに守衛長1名と守衛8名の合計9名が配置されており、守衛8名の年齢別構成は次の通りである。

年 齢	人 数	備 考
61～63歳	1	
56～60歳	2	
51～55歳	2	
46～50歳	2	
41～45歳	1	
合 計	8	平均53.9歳

※定年63歳

(3) 類似業務の外部委託状況

県の機関のうち守衛が配置されているのは県庁舎だけであり、その他の庁舎等においては、「警備業務」として民間委託されている。県庁舎等においても夜間帯をはじめ、守衛業務を補完する警備業務委託が昭和47年度から行われており、その概要是下記のとおりである。

① 事業名整理番号20045 県庁舎等警備業務委託

② 事業内容

県庁舎等(本庁舎、西庁舎、東分庁舎、舟場町会館、自治会館、職員会館及び外

(3) 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設 計 額	64,357	60,554	60,554	55,759
積 算 根 捣	設計単価により積算	設計単価により積算	設計単価により積算	設計単価により積算
委 託 額	44,100	37,076	36,644	35,490
財 源				
県	44,100	37,076	36,644	35,490
国	—	—	—	—
内 訂	—	—	—	—
委 託 先	A社	A社	A社	A社
契 約 方 法	2社以上隨札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札

(4) 守衛業務の外部委託について

当該業務は、昭和46年策定の「事務委託推進の基本方針」により、委託適応業務範囲の「事実行為」にあたる代表事例として示された「警備業務」と業務上の大きな差異はないと考えられ、全面的な外部委託を行うことも十分に可能であると判断される。

(5) 外部委託によるコスト削減(試算)

仮に守衛業務について、現在の警備業務と同様に外部委託した場合について試算する下記のようになり、38百万以上のコスト削減効果があると考える。

(単位：千円)

外部委託前	外部委託後
委託料	委託料
事業経費	25,500
人件費	64,000
トータルコスト	25,500
コスト削減額	38,500
合計	9

[積算基礎]

外部委託前

@8,000千円 × 8人

人件費

外部委託後

委託料 (警備員人件費)	22,956千円
管理費	2,544千円
委託料 合計	25,500千円

(6) 意見

業務の合理化による定員増の抑制と経費の効率化を図るために、外部委託を推進すべきである。

部局名： 総務部
事業名： 文書印刷業務

(担当グループ名 文書管財領域文書法規グループ)

(1) 概要
カラー印刷を伴わない文書や資料、報告書等について、年間約3,000万枚の印刷業務を処理している。
印刷枚数実績

年 度	印 刷 枚 数 (千枚)	印 刷 機 械 等
平成13年度	26,756	印刷機4台、高速複写機1台
平成14年度	31,509	印刷機4台、高速複写機1台
平成15年度	30,562	印刷機2台、高速複写機1台、準高速複写機2台

(2) 業務体制
現在、技能員4名、専門員（再任用）1名、非常勤嘱託員1名、臨時技能員3名の合計9名で當時8名体制により、オフセット印刷機2台、製版機2台、高速複写機1

台、準高速複写機2台の合計7台の印刷機等を使用し業務を行っている。

① 従事職員の状況（平成16年4月1日現在）

職種	年齢	人數	備考
主任技能員	56～60歳	2	
主任技能員	51～55歳	2	
小計		4	平均55.5歳
専門員		1	H16.4再任用、短時間勤務
非常勤嘱託員		1	
臨時技能員		3	
合計		9	

(2) 機械等設備の状況（平成16年4月1日現在）

種別	台数	購入年月日	備考
オフセッティング機	2	H10. 7	
		H11. 6	
製版機	2	H 5. 5	1台は予備
		H 9. 5	
高速複写機	1		富士ゼロックス、ドキュテック
準高速複写機	2		リコー、イマジオ
くるみ製本機	1		高速複写機に連結
丁合機	1	H14. 2	

(3) 文書印刷業務の外部委託について

昭和46年策定の「事務委託推進の基本方針」において、委託適応業務の範囲に例示されたもの、当該業務は、行政権限の行使に関係のない業務であり、今後とも県が直営で実施していくかなければならない必然性は低いと考える。

印刷機器の高度化とともに、業務に求められる技術的な専門性の必要は低くなっていると思われ、近年の民間事業者の印刷技術の進歩を背景に、府内に機器を保有し、直営で業務を実施していくことについても効率性、合理性の観点から有効か否かを検証する必要がある。

(4) 外部委託によるコスト削減（試算）

仮に印刷業務について、現在と同様に外部委託した場合について試算すると下記のようになり、8百万円以上のコスト削減効果があると考える。

(単位：千円)

事業経費	外部委託前	委託料	外部委託後
事業経費	20,320		36,020

「行政改革大綱」の策定以降も退職補充を行ってきている。
35歳未満が3名おり、民間委託推進の取り組みを盛り込んだ昭和60年の第1次

人 件 費	34,400	県 執 行 経 費	10,590
トータルコスト	54,720	トータルコスト削減額	8,110

〔積算基礎〕

- 外部委託前
事業経費（機器保守委託費及び賃借料、消耗品、臨時職員賃金） 20,320千円
人件費
□ 外部委託後
委託料（印刷職員・補助員8名人件費）
(管理費)

委託料 合計

県執行経費（機器保守委託費及び賃借料、消耗品）
10,590千円

36,020千円
6,002千円

年 齢	人 数	摘 要
56～60歳	3	最年長59歳
51～55歳	2	
46～50歳	1	
41～45歳	—	
36～40歳	—	
31～35歳	1	
26～30歳	2	最年少29歳
合 計	9	平均46.9歳

（3）野犬等捕獲業務の直営実施の必要性について

野犬等の捕獲業務を県が直営で実施している理由は、次のとおりである。
ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条に定められた業務の中に、野犬等の捕獲業務が含まれていないこと。

イ 従って、県が捕獲業務を県以外の他の団体等に委託し、狂犬病予防員（県職員）が委託先の職員（捕獲人）を指揮命令して野犬等の捕獲を行わせることは法律違反となることから、当該業務は、県直営で行う必要があること。

<根拠法令>

1. 職業安定法（昭和22年11月30日制定）第44条
「何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させ得てはならない」

2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年7月5日制定）第40条の2第1項第1号

3. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年4月3日制定）
第4条に1～26の業務が定められている。

<関係法令>

狂犬病予防法（昭和25年8月26日制定）
第6条の趣旨…狂犬病予防員は、抑留を行うためあらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

所 属	技能員兼運転手
県北保健福祉事務所	1
県中保健福祉事務所	2
県南保健福祉事務所	2
会津保健福祉事務所	2
相双保健福祉事務所	2
合 計	9

上記のような理由から、県が直営にて当該業務を実施する必要があるとしても野大等の捕獲を行う者全てが正規職員である必要性はなく、嘱託職員又は臨時職員であつても対応は十分に可能であると考える。

業務内容と業務量を分析して最小限必要な人員を把握した上で、外部資源の活用方法を探るべきである。

年 齢	人 數		備 考
	農 場 管 理	動 物 管 理	
61~63歳	2	1	
56~60歳	5	3	
51~55歳	11	8	
46~50歳	9	3	
41~45歳	20	12	
36~40歳	4	4	
31~35歳	2	5	
26~30歳	1	—	
合 計	54	36	平均年齢 46.2歳

① 農場管理業務
農業試験場、
果樹等の栽培に
② 動物管理業務
畜産等の飼育・販

) 職員の状況
平成16年4月
置されており、
① 所属別内訳

畜産試験場、養鶏試験場等における牛・豚・鶏などの動物飼育に係る業務。
動物管理業務
員の状況
成16年4月1日現在、農林水産部には、農場管理員が54名、動物管理員が3

れどおり、所属別内訳及び年齢構成は次の通りである。

所	屬	農場管理員	動物管理員
農業短期大學校		4	2

農業試験場	16	—
梁川支場	2	—
会津押武留磐支場	8	—

<u>相馬支場</u>	4	—
いわき支場	3	—

寒冷試験場	3	—
寒冷試験場	1	—

たばこと試験場	2	—
畜産試験場	1	20

沿岸支場	1	9
養鶏試験場	—	3
林業研究センター	2	—
内水面水産試験場	—	2

合	計	54	36
---	---	----	----

四

員の状況
成16年4月1日現在、農林水産部には、農場管理員が54名、動物管理員が36名
れており、所属別内訳及び年齢構成は次の通りである。

これまで、農業試験場等の農場管理業務は、研究員の指示の下で農場を管理する必要があることから民間への外部委託が進められてきていない。しかしながら、業務内容を分析すると、試験研究の正確性を担保する観点に立ち、知識や経験・資格が必要な業務以外に畦畔補修、草刈り、わら積み等の単純業務も

2020-2021 学年第一学期

これまで、農業試験場等の農場管理業務は、研究員の指示の下で農場を管理する必要があることから民間への外部委託が進められてきていない。しかししながら、業務内容を分析すると、試験研究の正確性を担保する観点に立ち、知識や経験・資格が必要な業務以外に畦畔補修、草刈り、わら積み等の単純業務もあることから、農場管理に係る業務内容の全てが外部委託等に馴染まないとは考えられない。

対象とする家畜により業務内容は大きく異なるものの、養鶏試験場においては、給餌・給水、鶏糞出し、採卵、鶏の移動などの研究員の指示を必要としない、飼養管理等の動物管理の業務を外請委託している事業（整備番号70166「鶏の飼養管理」）

「農業生産管理業務」(以下、「農業生産管理業務」といいます)が、農場管理業務と同様に動物管理に係る全ての業務が外部委託ができるないとは考えられない。

現在、郡山市富田町にある農業試験場を郡山市日和田地区に移転し、平成18年4月「農業総合研究センター」(仮称)として開所する計画が進行中である。

これに合わせて、農場管理、動物管理の各業務についても業務内容の分析や検討を行い、農場管理員等が実施しなければならない業務と臨時職員でも対応可能な業務と整理を行った上で、行政運営の効率化を図るべきである。

名：土木部

事業名：土木部
道路維持管理業務

(1)

業務内容
道路維持管理業務は、道路パトロール業務を主として行われており、各建設事務所の管轄路線において定期的に実施している。主な業務内容は下記のとおりである。

- 路面、路側部、構造物及び付属物等の損傷又は損傷の誘因となる事象の発見
- 道路工事、占用工事及び道路法第24条に基づく工事（請願工事）等の施工状況の監視

・道路維持作業の監督

- 道路の不法占用、不正使用の監視、特に道路隣接地における行為の道路への影響に留意
- 道路の欠陥が交通及び沿道住民に危険を与えるものである場合の応急処置（警戒標識の設置、交通誘導等）

・災害等不測の事故発生の際の現地出動、緊急措置及び情報の連絡

- (2) 根柢
- 道路パトロールは、道路法第42条第1項に基づく道路管理者の責任として、道路状況を把握するための基本となる業務であり、実施にあたっては、建設省道路局長通達の「道路の維持補修等管理要領」に基づき、県が定めた「福島県道路パトロール実施要領」により行っている。

<参考>道路法第42条第1項
「道路管理者は、道路を當時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」

(3) 業務体制等

- 現在、土木部には運転手兼補修員が74名配置されており、道路パトロール業務を中心とした道路維持管理補修業務等を行っている。

- 建設事務所：各5名×8事務所=40名
 土木事務所：各3名×11事務所=33名
 大崎・日中総合管理事務所：1名×1事務所=1名
また、平成16年4月1日現在、道路パトロールに従事する職員の年齢構成は次の通りである。

年齢	人 数	備 考
60歳以上	1	
55～59歳	5	
50～54歳	10	
45～49歳	26	
40～44歳	15	
40歳未満	17	

合 計	74
平均年齢	44.7歳

(4) 道路パトロール実施状況

道路パトロール車の稼働について、本年7、8月分の状況を抽出調査した結果は次の通りである。

(担当グレーブ調査)

事務所名	パトロール車区分	月	稼働日数(日)	稼働時間(h)	走行距離(km)	日稼働時間(h)	平均速度(km/h)	1日当たり走行距離(km/日)
県北建設事務所	A車	7月分	19	105	3,173	5.5	30	167
県北建設事務所	A車	8月分	21	99	3,160	4.7	32	150
県北建設事務所	B車	7月分	19	99	3,008	5.2	30	158
県北建設事務所	B車	8月分	21	107	3,199	5.1	30	152
いわき建設事務所	A車	7月分	21	128	3,674	6.1	29	175
いわき建設事務所	A車	8月分	22	140	3,877	6.4	28	176
いわき建設事務所	B車	7月分	21	124	3,008	5.9	24	143
いわき建設事務所	B車	8月分	21	133	3,658	6.3	28	174
保原土木事務所	B車	7月分	21	126	2,867	6.0	23	137
保原土木事務所	B車	8月分	22	120	2,771	5.5	23	126

※道路パトロール以外の作業内容

- ・道路パトロール開始前の補修材料等（合材や融雪剤等）の積荷作業
- ・道路パトロール終了後の車の洗車やパトロール結果の取りまとめ作業
- ・災害発生に伴う現地調査等の実施（運転業務、被害箇所の調査、計測）

(5) 道路維持管理業務の外部委託状況

道路維持管理業務のうち、道路維持補修業務については、平成8年度から県が管理する道路の堆積土撤去、除草、清掃等の小規模な道路維持補修業務を民間に委託している。

また、道路パトロールについても、現在、道路維持補修業務委託契約において、受託業者に対し異常気象時等の緊急時における道路パトロール及び県への報告を求めており、実質上、業務の一部について外部委託されているといえる。

(6) 外部委託の障害事由

道路パトロールは、その業務に災害等不測の事故発生の際の“道路通行止め”など一部「行政的判断」や「道路管理権の行使」を含み、その判断が管理取扱いの要因となりうることから、現段階において全面的な外部委託を進めるのは困難な状況である。道路法第42条の道路管理者の責務や、国家賠償法第2条の管理取扱いに伴う賠償の義務により、道路維持管理業務における行政判断や行政権の行使を伴う事務について

は、現段階で、外部委託の対象とされていない状況にある。

- ・平成16年3月31日付けで国土交通省より出された「指定管理者制度による道路の管理について」の文書においても、「指定管理者が行うことができる道路管理の範囲は、行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務以外の業務」と定められている。

(参考) 管理の瑕疵

- 国家賠償法第2条において「道路の管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これに対し賠償の義務を負う。」としており、「管理の瑕疵」とは、
- ・一定の状況における道路の損傷の放置（舗装路面の破損、橋の高欄の破損等の放置）
 - ・路上障害物の放置（土石、竹木、工事用機械、材料等の放置）
 - ・道路工事又は占用工事等の際の安全措置の不履行（標識、防護柵、警戒灯を設置しないこと）
 - ・その他適切な管理権の行使をしないこと（橋梁の荷重制限、高さの制限等をしておかないこと）
- 等がこれに当たると判断され、これら道路の不良箇所を的確に把握するとともに、すみやかに適切な処置を行う必要がある。

(7) 意見

- 道路維持補修業務委託において、現在も一部業務の民間委託が実施されていることから、例えば、「道路状況の把握、異常箇所の発見」、「異常箇所の応急処置」、「道路の美化」、「各種情報提供」などの行政権限の行使を伴わない軽微な作業を含む巡視業務について、交通量に応じた頻度で外部委託することは、可能であると思われる。また、平成15年度の県監査委員による行政監査において指摘のあったとおり、平成8年度以降、業務の一部が民間委託化されているにも関わらず、道路補修員がその後も欠員補充され、現在74名体制が維持されていることは、県民感情からすれば問題である。
- 業務内容により直営で実施する必要のある業務とそれ以外の業務を整理したうえで、行政運営の効率化等を図るために外部委託を推進すべきである。

部局名：土木部

事業名：港湾荷役業務
(担当グループ名)港湾魚港グループ(小名浜港湾建設事務所)

(1) 概要

病院名	部署署	人数(人)	備考
三春病院	薬剤部	1	
猪苗代病院	薬剤部	1	
会津総合病院	薬剤部	1	
会津総合病院	中央放射線部	1	
南会津病院	薬剤部	1	
合計		5	

(2) 年齢別内訳

技能員5名のうち4名が56歳以上である。

より県直営で行ってきた。

(2) 職員の状況

現在、小名浜港湾建設事務所には、クレーン操作員が8名配置されており、平成16年4月1日現在、全員が55歳以上となっている。

(3) クレーン稼働率(平成15年度)

小名浜港3号埠頭クレーンの稼働率は88.4%と比較的高い水準にあるといえる。

内 容	回 数	備 考
荷役可能日	304	

(4) 意見

小名浜港3号埠頭クレーンの稼働率は88.4%と比較的高い水準にあるといえるが、クレーン操作を県直営で行わなければならぬ必然性は考えられないことから、現在の技能員を退職時不補充とした上で、外部委託化を図るべきである。

部局名：病院局
事業名：県立病院における技能員業務

(1) 概要

薬剤部門の補助業務(薬品出納業務、各種帳簿、伝票の整理ほか)及び放射線部門の補助業務(受付ほか)。

(2) 職員の状況(平成16年4月1日現在)

現在、病院局には技能員が5名配置されており、所属別内訳、年齢構成は次の通りである。

① 所属別内訳

技能員5名のうち、4名は薬剤部に配置されている。

県 岡 金 曜 日

年 齢	人 数	備 考
56~60歳	4	
51~55歳	1	
合 計	5	
平 均	56.6歳	

(3) 意見

昭和46年策定の「事務委託推進の基本方針」の委託適応業務の範囲として例示こそされていなかつたが、県立病院における各種補助業務であり、正規職員による業務実施の必要性は低いと考えられる。

従って、今後は当該業務について、必要性の是非を検証したうえで必要業務については臨時職員など外部資源の活用の方法を探るべきである。

部局名： 医科大学
事業名： 医科大学における技能員業務
(担当グループ名 総務企画グループ)

(1) 概要
研究補助、実験研究補助、標本作製、器具機械の準備、解剖遺体の受入、献血受入等の業務や事務、庶務業務。
主な所属講座等と業務内容

講座等名	主 な 業 務 内 容
解剖学第一講座	解剖遺体の受入、防腐保存処理など
生理学第一講座	研究補助、実習指導補助など
法医学講座	標本作製、講座内事務・雑用
形成外科	実験、研究、検査
手術部	器具、機械準備、介助、清掃など
薬剤部	払い出業務補助など

(2) 職員の状況

現在、医科大学には、9講座、3部、1科に2名又は1名ずつの技能員が計17名配置されており、各職員の平成16年7月1日現在の年齢構成は次の通りである。

年齢	人員	備考
56~60歳	3	
51~55歳	6	
46~50歳	4	
41~45歳	3	

36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳
合 計	1	17	平均50.6歳	

(3) 意見

昭和46年策定の「事務委託推進の基本方針」の委託適応業務の範囲として例示こそされていなかつたが、大学における各種補助業務を行うものであり、行政権限の行使に關係のない業務として、今後とも県が直接実施していく必要性は低いと考える。多岐に渡る各技能員の業務内容について、必要性の是非を検証したうえで、必要業務について、今後は当該業務について、必要性の是非を検証したうえで必要業務については臨時職員など外部資源の活用の方法を探るべきである。

部局名： 議会事務局
事業名： 議会現地調査運転業務
(担当グループ名 総務企画課)

(1) 概要
主に議会の議員現地調査業務に対応するために中型バス1台を配備している。

(2) 現地調査用バスの状況
① 仕様等
平成元年7月に取得したもので、既に取得から15年を経過している。取得時にバスの片側2座席を1座席に改造し、定員を標準の37名から23名とする特別仕様に3,859千円との公費支出を行っている。

取 得 年 月 日	平成元年7月25日
取 得 金 額	13,905千円(税込、税抜13,500千円) うち特別仕様に要した価格3,859千円(税込、税抜3,745.7千円)
乗車定員	標準仕様 定員37名 特別仕様 定員23名
車 体	全長899cm 幅229cm 高さ321cm
排 气 量	7.54Kw
メー カー	三菱自動車工業株

(2) 稼働状況

平成13年度から15年度までの稼働状況を見ると、議会では43~49日/年の利用実績となっており、執行部の利用を含めても年間51~57日/年の稼働に止まっている。なお、年間走行距離は7,000km前後で、平成16年11月末時点での走行距離は120,398kmである。

	稼働距離(km)			稼働日数(日)		
	議会	執行部	計	議会	執行部	計
	%	%	%	%	%	%
平成13年度	5,870	76.7	1,788	23.3	7,658	100.0
平成14年度	5,490	81.5	1,247	18.5	6,737	100.0
平成15年度	5,958	86.4	935	13.6	6,893	100.0
平成16年度	3,913	67.5	1,880	32.5	5,793	100.0
					28	70.0
					14	35.0
					40	40

注 平成16年度は11月末現在の集計値である
 (%) の合計値は100%を超える。

の補助業務を行うために、現在取扱が多い福島、郡山、いわき中央の3署に、各1名

計3名の嘱託職員が配置されている。

(2) 警察職員定数の推移等

区分年別	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
	警察官	2,886	2,938	2,966	2,966	2,966	2,966	3,046	3,096	3,126
一般職員	510	507	511	515	518	517	518	519	519	520
合計	3,396	3,445	3,477	3,481	3,484	3,483	3,484	3,505	3,615	3,646

② 警察官定数に占める留置勤務員(看守勤務員)の数(率)

警察官定数(H16年度)	警察官数(人)	定数に占める割合
留置(看守)勤務員数	3,126	—
	136	4.35%

※ 留置(看守)勤務員数は、平成16年12月末現在

③ 警察官1人当たりの負担人口
 A 現在の定員

県別	警察官定員	人口	警察官1人当たり順位
岩手県	2,071	1,411,176	681.40
茨城県	4,394	2,993,746	681.33
埼玉県	10,220	6,954,276	680.46
福島県	3,126	2,122,613	679.02
宮城县	3,476	2,350,132	676.10
			5

多い順 少ない順

東京都	42,223	11,996,460	284.12	1
京都府	6,144	2,563,773	417.28	2
大阪府	20,265	8,643,677	426.53	3
福岡県	10,537	5,001,592	474.67	4
兵庫県	11,331	5,561,222	490.80	5
合計	244,343	126,688,364	518.49	

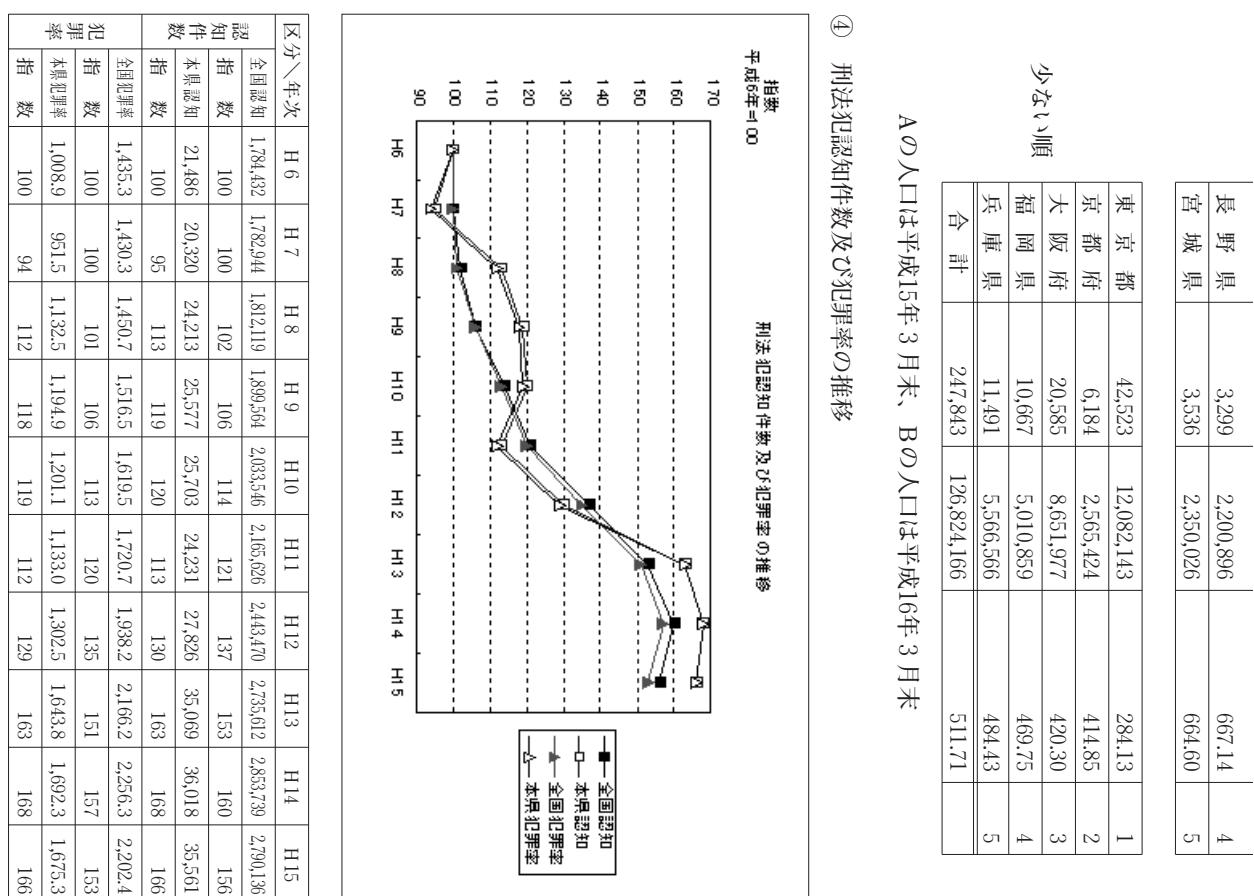
B 3,500人増員後

県別	警察官定員	人口	警察官1人当たり順位
岩手県	2,081	1,405,060	675.19
福島県	3,166	2,116,210	668.42
茨城县	4,484	2,991,804	667.22

部門名 : 警察本部
 事業名 : 留置場の補助業務

(担当グループ名 警務部監察課)

(1) 概要 犯罪の急増に伴い留置人も大幅に増加しており、看守勤務員の負担は過重となって
 いる。留置場内の清掃業務や留置人の副食等の購入、留置人の衣類の洗濯等、留置場



② 罪種別収容状況

区分	中國	韓国	フィリピン	ペルー	ロシア	その他	計
平成15年	86	352	767	175	37	222	415
平成14年	127	408	697	182	30	230	518
増減数	△41	△56	70	△7	7	△8	△103

上記の通り、最近10年間の刑法犯認知件数の推移を見ると、平成15年は平成6年比で166%と、全国平均(156%)を若干上回っている一方で、警察職員定数は平成7年度が3,396人であるのに対し、平成16年度は3,646人と250人(7.4%増)が増加したに過ぎない。

また、警察官1人当たりの負担人口で見ると、全国第4位と高い。

- (3) 留置人の収容状況
平成15年中の留置人は、実人員で減少したが延べ人員は過去最高であった。

① 実・延べ収容状況

平成15年	平成14年	増減数
実人員 2,412	延べ人員 81,927	△114 749

※ 外国人收容状況
※ 中国、韓国で66.4%を占めている。

区分	中	國	韓	國	フ	イ	リ	ビ	ン	ペ	ル	一	ロ	シ	ア	そ	の	他	計
平成15年	46	33	10	5	4	21	119												
平成14年	37	48	4	0	0	33	122												
増減数	9	△15	6	5	4	△12	△3												

区分	年	平成15年	平成5年	指
全国認知	1,784,432	1,782,94	1,821,19	1,899,564
認知指	100	100	102	106
件数	21,486	20,320	24,213	25,577
指	100	95	113	119
全国犯罪率	1,435.3	1,430.3	1,450.7	1,516.5
犯罪指	100	100	101	106
率	1,008.9	951.5	1,132.5	1,194.9
指	100	94	112	118

※ 延べ収容人員の指數では、総人員が2.80倍、女性が2.54倍となっている。

(4) 意見

最近10年間の刑法犯認知件数の推移を見ると、平成6年に比較して平成15年は166%と大幅に増加しているのに対し、警察職員定数の伸びは平成7年度に比較して平成16年度は7.4%増(250人増)に止まっており、警察官1人当たりの負担人口で見ても全国第4位と高くなっている。犯罪の急増に伴い留置人も大幅に増加しており、看守勤務員の負担は過重となっていることは十分に理解できる。

平成16年度より留置管理業務支援要員として、福島、郡山、いわき中央の3署に各1名の計3名の嘱託職員を配置したが、担当課は県内28署のうち13署にさらに15名の配置が必要であると説明している。

しかしながら、県の厳しい財政事情を考慮すれば、追加配置に伴う県の負担増は可能な限り抑えなければならないことから、今後は、外部資源の活用が可能な庁務管理員と電話交換手を削減するよう努力した上で、これら留置管理業務支援要員を追加配置すべきである。

部局名：議会事務局
事業名：130008 | 速記業務委託事業

(担当グループ名 議会事務局議事課)

- ① 概要
事業内容
本会議の速記業務及び速記反訳業務を行う。
- ② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	772	773	773	701
積 算 根 拠	速記時間	速記時間	速記時間	速記時間
委 託 額	821	725	761	701
財 源 内 訳	県 国 他	—	—	—
委 託 先	A 社	A 社	A 社	○
契 約 方 法	2者以上随契	2者以上随契	2者以上随契	○

- ② 経緯
平成11年度まで速記業務を4名体制で行っていたが、平成12年にうち1名が管理職となり平成12年6月定例会から3名体制となったことから、1名分を外部委託することとした。

(3) 外部委託によるコスト削減(試算)

(単位：千円)

外 部 委 託 前	外 部 委 託 後
事 業 経 費	委 託 料
人 件 費	県 執 行 経 費
トータルコスト	人 件 費
	トータルコスト
	コス ト削減額
	520

[積算基礎]
 外部委託前
 外部委託後

委託料(人件費)
(@8,000千円×3人×15%)
④ 770千円×4人

(4) 他県の状況

他県の状況を見ると、26都道府県に正規の速記職員があり、これら職員は単に速記業務だけにとどまらず、本会議及び委員会運営に従事している。
本会議の会議録の作成について見ると、正規速記職員及び職員のみで作成しているのは、北海道、山形県、愛媛県及び沖縄県の4道県にすぎず、他の43都府県は一部(16)又は全部(27)を外部委託している状況にある。
主な都道府県の本会議の会議録作成について(速記業務委託状況)

(議会事務局調べ、平成16年8月10日現在)

都道府県	正規速記職員	職員が作成	一部委託	全部委託
北 海 道	○	○	○	○
青 森 県	○		○	○
岩 手 県				○
秋 田 県				○
宮 城 県	○		○	
山 形 県	○	○		
福 島 県	○		○	
東 京 都	○		○	
神奈川県				○
千 葉 県				○
茨 城 県				○
栃 木 県				○
埼 玉 県				○
群 馬 県				○

県 岐 煙 曜 日

山 梨 県	○	○	○
長 野 県	○	○	○
新 潟 県			
合 計	26	4	16
			27

(5) 意見

27府県において速記業務の全部を外部委託している他県の状況を見れば、本県においても全面的な外部委託化が十分に可能であると考える。また、現段階では、音声認識率及び日本語変換率の低さ等の課題が残るもの、自動速記システムという新たな手法も開発されていることから、今後は費用対効果等を検討した上で、全面的外部委託など、行政運営の効率化に資する業務遂行方法を検討すべきであると判断される。

部局名： 総務部
事業名： 県税収納委託業務
(担当グループ名 財務領域課税取税グループ)

(1) 概要

従来、公金の収納については、直接納付以外には、県の指定金融機関や収納代理金融機関による収納が業務委託として認められているだけであった。
しかしながら、平成15年7月の地方自治法施行令の改正により地方税収納事務の民間委託が認められ、いわゆるコンビニ収納の道が開かれた。

(2) 施行令改正の背景及び法律的根拠

国の「総合規制改革会議」や「構造改革特区」の議論において、地方税の徵収のうち、収納事務については民間委託を進める余地があるとの考え方の下、地方自治法施行令158条、同158条の2が改正され、平成16年度より地方税の収納事務に係る私人への委託が可能となっている。
この地方自治法施行令の改正を受け、各県でいわゆるコンビニ収納の動きが活発化している。

《参考法令》

地方自治法第234条（私人の公金取扱の制限）

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徵収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徵収又は収納の事務を委託することが出来る。

1. 使用料
 2. 手数料
 3. 貸借料
 4. 貸付金の元利償還金
- (2～4項省略)

地方自治法施行令第158条の2
普通地方公共団体のうち、地方税については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。
2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。
(3～6項省略)

(3) コンビニ収納による効果

担当グループは、コンビニ収納による効果を次のように説明している。

- ① 住民サービスの向上
1年365日、24時間コンビニエンスストアでの納付が可能となる。
- ② 納期内納付率の向上

納税の機会を拡大することにより、納期内納付率の向上が期待される。
先進都県の例では、自動車税の納期内納付率が東京都で約1%上昇、福岡県で約1.5%の上昇が報告されている。(開始1年目の数値であり、コンビニ利用の納付を東京都では40%と見込んでいるが実績は20%にとどまっている。福岡県でも60%の想定に対しても25%の実績にとどまっている。今後制度が周知されるに従い、納付率の上昇が見込まれている。)

《参考資料》

平成15年度本県の納付率（出納閉鎖期日日現在）の状況
(地方行政調査会資料より)

	金額(千円)	納期内納付率	順位
①調定額	195,182,193	21	
②収入額	189,712,164	21	
③収入歩合	97.2%		10

個人県民税	25,622,975	91.6%	18
不動産取得税	5,036,216	91.7%	12
個人事業税	1,717,553	95.6%	1
自動車税	33,487,617	99.2%	2
軽油引取税	26,862,935	92.8%	36

※ 順位は都道府県別順位のことである。

- (3) 滞納処分費用の軽減等
納期内納付率が向上することにより、滞納整理のための催告書や督促状の発付件数が減少し費用が軽減されるほか、納税担当職員の減員も可能となる。

- ※ コンビニ収納導入により自動車税の納期内納付率が1%上昇した場合（想定）
 ① 5月中の県税収入が約326,000千円増となる。
 ② 催告書、督促状の発付件数が減少し、約955千円のコスト削減になる。
 ③ 納税担当職員に引き継がれる滞納件数が減少することから、全県で納税担当職員72名の定数に対し、1.7人分の業務が削減できる。
 ④ コンビニにおける納付率が全体の約20%と仮定した場合、収納手数料は1件当たり60円とすると、約6,787千円の負担増になる。

(4) 他県の状況

（課税収税グループ電話照会調査調べ）

実施時期	実施税目	導入効果	手 数 料	利 用 率
東京都 平成16年4月～	自動車税のみ (他税目に拡大の予定あり)	収入歩合の向上 収入額の増加	基本料（不明）+ 1件あたり約60円 台数約 20%	
福岡県 平成16年5月～	自動車税定期課 稅分のみ	収入歩合の向上 収入額の增加	基本料（不明）+ 1件あたり約60円 台数約 25%	
神奈川県 平成16年9月～	自動車税のみ (他税目に拡大の予定あり)	納付率の向上 納税者の利便の向上	基本料（15,000円） 台数約 50%超 見込	

向上、住民サービスの向上、滞納処分費用の軽減等のために、本県においてもコンビニ収納が取扱可能となるよう、民間委託化を図るべきである。
 ただし、手数料の支払いなどコスト増となる側面もあるので、費用対効果を十分に検討した上で導入を検討することが必要である。

部局名： 警察本部
事業名： 駐車違反の取締業務

（担当グループ名 交通部交通指導課）

- (1) 概要
駐車違反の取締業務については、公権力の行使であり、これまでには外部委託は不可能であったが、平成16年の道路交通法改正により、放置駐車違反に関する規定が大幅に改正され、平成18年度から外部委託が可能となった。

- (2) 法改正の背景及び主な改正内容
改正の背景には、放置駐車違反の特性から不出頭事案の増加、立証措置の困難性、さらには、現在の治安情勢から違反及び取締り希望に見合った警察力を取締に振り向けることができない状況から、現制度を改正し違反駐車の抑止を図ろうとする目的がある。
 主な改正内容は次の通りであり、新たな制度が平成18年6月から全国で一斉に施行される予定である。

- ・放置駐車両についての使用者責任者の拡充
- ・放置駐車取締関係業務の民間委託
- ・外部委託の法的根拠等

道路交通法の一部を改正する法律 （第51条の4～6、及び別表1関係）

- ・車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度に関する規定の整備
- ・放置車両の確認及び標章の取付に関する事務等の委託に関する規定の整備

（第51条の8～15）

なお、民間委託に関する閣議決定は、次の通りである。
 放置駐車違反は、市民生活に密接に関係する生活道路において敢行される迷惑性の高い、事故に直結するおそれのある違反であるが、限られた警察力で年々増加する悪質・凶悪な犯罪に対処しつつ、駐車違反の取締力を確保して交通の安全と円滑を確保し安全で安心して暮らせる交通社会を実現することは困難であるから、民間へのシフト化は必要不可欠であり、「民間委託について大幅な拡充を図る。」とされている。

(4) 意見

平成16年の道路交通法改正により、放置駐車違反に関する規定が改正されたことにより、放置駐車違反関係事務の外部委託が可能となつた。
 犯罪発生が戦後最悪の状況にある中で、本県警察の業務負担は全国平均を大きく上回っており、全国第4位となっている。警察官の大層な増員が困難な状況下において、県民の安心安全を確保するためには、警察官の活動を本来の捜査活動、犯罪防止活動、

交通事故防止等の活動に頑注させることが必要であり、平成18年6月から導入される予定のこの新しい制度を活用して、駐車違反の車両へのステッカーの貼付や警察への報告等の業務を外部委託すべきである。
しかしながら、新たに財政的負担を伴う制度の導入であり、費用対効果の面を検討した上で実施に移すべきかと思慮する。

部局名：企業局

事業名：100002 原町工業用水道業務委託

(担当ダルニヲ名 企業局業務管理ダルニテ)

(1) 概要

原則市内で発生した地盤沈下対策事業としての工業用水事業であり、通常の工業用水供給に伴う業務（浄水施設運転、計器の監視、管路の巡視、検針、軽微な補修工事を原町市に委託している。企業局は予算の調整、執行管理、工水料金の徴収、改良工事を行っている。

② 委託額及び委託先等の推移

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	72,301	65,339	55,159	50,460
積算根廻	所要額の見積	所要額の見積	所要額の見積	所要額の見積
委 託 額	51,727	51,462	48,387	50,460
財 源 内 訳	県	—	—	—
他	—	—	—	—
委 託 先	原町市	原町市	原町市	原町市
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(単位：千円)

(2)

原町工業用水道事業（以下「原町工水」という。）は、原町市内で発生した地盤沈下への対策として、市が公害対策条例で地下水汲み上げを規制した代替措置の事業であったため、本来市が実施すべきものであった。しかし、当時の国庫補助事業採択基準は、補助対象を都道府県及び政令市のみとしていたため、原町市の強い要請を受け、県は事業の緊急性を考慮し、施設完成後は市へ譲渡する覚書（昭和51年9月24日）を取り交わしたうえ、市に替わって事業を実施した。

施設が完成し譲渡する段階において、市の財政基盤が脆弱であることを理由とする譲渡延期の要望書（昭和58年5月18日）が市より提出され、これに対し県は止むを得ないと判断し、譲渡を確認する確認書（昭和59年3月27日）を取り交わしたうえ廻期した。

昭和59年の給水開始以来、県は原町工水譲渡後の市での運営に備え、管理運営を市に委託しており、現在に至っている。

(3) 章見

原町工水事業は、本来市が実施すべきものであったが、原町市の強い要請で県が国庫補助事業として実施したものである。現在、原町市との協議で平成17年度中に譲渡予定となっているが、委託経費の削減のためにも覚書の趣旨に基づき一日も早く譲渡できるよう努力されたい。

部局名：企画調整部
事業名：国の指定統計に係る統計調査業務
(担当グループ名 情報統計領域統計分析グループ他)
(1) 概要
現在、情報統計領域には総括参事以下75名が所属しているが、うち46名は統計調査事務の専門職員として、国が人件費を負担しており、国の指定統計に係る統計調査業務に従事している。

(2) 経緯及び法律的根拠
昭和22年7月11日の閣議決定によれば、次の通りである

「統計の改善発達を図るために、実際調査の事務に当る地方統計機構の拡充とその機能の刷新を行うことが不可欠の条件で」あり、(中略)

「2 方針

(1) 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。

(2) これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に從事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサス的調査の事務を一括して行わしめる」

この方針を受けて、地方財政法第10条の4において次のように規定されている。

「専ら國の利害に關係のある事務を行つたために要する次に掲げては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わない。

(一) 略
二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
(三以下 略)]

具体的には、毎年度、総務大臣は各都道府県の専任職員数を定め、都道府県知事に
対し通知している。平成16年度の統計調査事務地方公共団体委託費交付額通知書によれば、本県の統計
専任職員数は46名となっており、これまで本定数は国の定員削減計画及び県の機構改

相談件数(件)	2,970	3,501	3,511	4,111	4,385	5,765	6,997	13,768	11,917
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

革等により、次の通り減少している。

年 度	統計専任職員数
平成9年～平成12年	50名
平 成 13 年	48名
平 成 14 年	47名
平成15年～平成16年	46名

- (3) 外部委託について
担当グループの説明によれば、国から示された定数に基づき統計専任職員を指定し、調査の指導、進行管理及び審査を行っており、既に実施可能なものについては臨時職員を雇用し、外部委託をしていることから、これ以上は実施できないとしている。確かにしながら、国の統計業務であってもその業務の一部を外部委託している整理番号30030「平成15年度学校基本調査電算処理業務」のように業務内容に応じて外部委託をすることが、直當で実施するよりも更に効率的・効果的な業務があるのでないかと考える。

(4) 意見

国も財政難であり、平成9年度以降でも統計専任職員が4名削減されていることからすれば、今後の削減も不可避であると考える。品質を維持しつつ国の統計業務を達成すれば良いことから、その業務の一部について臨時職員が担当することや外部委託することは効率化や定員増の抑制にもつながるので有効な手段ではないかと思われる。これら的事情を国に要請して更なる外部委託化への道を探るべきかと思われる。

部局名：生活環境部
事業名：消費生活相談業務（消費生活センター）

（担当グループ名 県民環境総務領域県民文化グループ）

(1) 概要

一般消費者からの商品の購入・消費または役務の利用等で生じた苦情や、消費者被害に関する相談の受付、解決のための助言・斡旋など、消費生活相談や消費生活に関する知識の普及啓発、商品テスト等に係る業務を消費生活センターで実施している。平成16年4月1日現在、消費生活センターには、県職員が10名、相談員が9名配置されている。

(2) 年度別相談件数、職員数等の変遷

相談件数は年々増加しているのに対して、平成11年度以降、総人員数は19名前後と殆ど変わらず、平成15年度の1人当たり相談件数は平成8年度（198件）の約3.5倍（688件）、平成16年度は約800件に上るものと見込んでいる。

相談件数(件)	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- (4) 他都道府県の状況
北海道と青森県においては、消費生活センターの運営を消費者協会に業務委託している。

（県民文化グループ調べ）

都道府県	H15年 相談件数	総職員数	内 記			備 考
			管理職員	事務職員	テスト職員	
北 海 道	15,949	17 (22)	2 (1)	11	4	(21) 消費者協会に委託 出先13カ所
青 森 県	13,069	20 (3)	1	5 (1)		14 (2) 消費者協会に委託 出先3カ所
岩 手 県	16,377	15 (31)	1	11 (1)	3	(30) 出先11カ所
秋 田 県	8,358	4 (13)	3		(1)	(12) 出先7カ所、庶務会 計は兼務職員の対応
山 形 県	11,034	8 (9)	2	4	2	(9) 出先1カ所

転 旋 件 数 (件)	63	60	115	105	124	137	114	192	54
職 員 数 (人)	11	12	12	13	13	13	11	12	10
相 談 件 数 (人)	3	4	4	5	5	5	6	8	9
嘱 託 員 (人)	1	1	1	1	1	0	0	0	0
臨 時 職 員 (人)	0	0	0	0	1	1	0	0	0
ス タ ッ フ 数 合 計 (人)	15	17	17	19	19	18	20	19	19
ス タ ッ フ 1 人 当たり 職 員 数	198	206	207	216	231	303	389	688	627

* 平成16年度の相談件数は12月15日現在の受付件数。転旋件数は12月15日現在のコンピュータ入力済件数である。

- (3) 商品テストの実施状況
消費生活センターでは、消費生活相談の他に消費者トラブルの解決のための苦情テストや、消費者啓発のための試買テストなどの事業を行っており、県職員3名がテスト職員として従事している。

宮城県	19,251	9 (25)	2	6 (3)	1 (1)	(21)	出先6カ所
福島県	13,768	10 (9)	2	5	3	(9)	
茨城県	29,682	8 (16)	1	5	2 (1)	(15)	出先4カ所
栃木県	12,776	12 (6)	2	7	3	(6)	
群馬県	18,065	7 (16)	2	3	2 (4)	(12)	
埼玉県	34,813	40 (32)	13	21 (2)	6	(30)	出先3カ所の専任職員を含む
千葉県	14,569	7 (24)	1	4 (7)	2 (1)	(16)	
東京都	31,792	61 (28)	5	42 (4)	14	(24)	
神奈川県	9,762	15 (9)	13	2 (1)	(8)		

※ 平成16年12月15日現在の在籍状況について電話により調査した結果をまとめたものであり、正規職員以外の非常勤職員及び臨時職員については（ ）書きとし外数である。なお、消費者協会に業務委託している北海道・青森県以外は全て県職員である。

※ 兼務職員（出先機関の事務職員等で他の業務と併せて担当している職員）は除いているので、専任職員のみの数字である。

※ 内訳としての管理職員は消費者協会に業務委託してある北海道・青森県を除いた者について管理職手当を受給している職員数を計上している。なお、北海道のセンター長は非常勤である。また、神奈川県のセンター長は、本庁の消費生活課長が兼務している。

（5）意見

消費生活センターにおける消費生活相談等の業務の重要性は理解できるが、現在、本県の財政状況を鑑みれば、当該業務は公権力の行使を伴わない業務であることから、行政運営の効率化を図るために、北海道や青森県の例を参考とし、外部委託化を検討すべきではないかと思われる。

仮に、受け皿となりうる団体の問題等により、近々の外部委託化による業務の合理化・省力化が困難であるならば、急増する相談業務への対応の強化を図ることで品テスト業務等の既存業務の見直しも検討する必要がある。

なお、現在部内において、消費生活センター業務の見直しを行っているので、これらの点を踏まえて対策を立てる望む次第である。

（3）

（3）環境センターの現状と課題

① 郡山市公害対策センターとの共用が一部あり、現在の施設では限界がある。
② 分析室は、分析作業、データの取りまとめ作業を行うために十分なスペースがあるとは言えない。職員1人当たりの専有面積は44m²/であり、全国でも最低の状況にある。

※ 職員1人当たりの専有面積

（S=建築床面積／職員数 平成12年6月現在、京都府調べ）

S < 50m ² /人未満	保健、衛生施設	環境、公害施設
50 ≤ S < 75	6	5
75 ≤ S < 100	14	3
100 ≤ S < 125	9	2
125 ≤ S < 150	6	1
150 ≤ S	5	3

環境センターにおいて実施している。
平成16年4月1日現在で、環境センターには県職員が20名配置され、次の7つの分野についての調査分析研究を行っている。

- ・大気汚染
- ・水質汚濁
- ・騒音振動
- ・廃棄物
- ・化学物質
- ・鳥獣保護
- ・共同研究

（2）経緯

戦後の高度経済成長と共に発生した公害問題に対処するため、国も地方も昭和40年代に公害対策センター等を設立した。本県も昭和47年1月いわき市に「福島県公害対策センター」（昭和51年10月に福島県いわき公害対策センターに名称変更）を、昭和51年10月郡山市に「福島県郡山公害対策センター」を各自設立し、その後行政機構改革による組織改編によりいわき及び郡山の公害対策センターを統合して、平成9年4月郡山市に「福島県環境センター」を設立したものである。

環境省が進める国レベルでの環境政策や新たな法体系に基づく環境保全施策の展開と相まって、本県における環境施策は次の通りである。

- ① 大気汚染防止対策
- ② 水質汚濁防止対策
- ③ 地下水汚染防止対策
- ④ 土壤汚染防止対策
- ⑤ 有害化学物質対策
- ⑥ 湖沼の水環境保全対策
- ⑦ 廃棄物行政をめぐる諸問題
- ⑧ 自然と人の共生が確保されるための施策

- （1）概要
複雑多様化する環境問題に対処するため、大気・水・土壤等の調査・分析や研究を

※ 本館735m²（県・市併用）、新館603m²（県単独使用） 環境センター職員数22名

<p>(3) 平成12年度の検査分析業務実績では、従来の92%が行政検査、8%が環境省からの受託業務であり、これらの処理だけで手一杯な状況にある。</p> <p>④ 上記のような状況から、本県における環境問題を解決するために必要な自主調査研究が実施できずにいる。そのため、苦情対策や事故時・地下水汚染などの迅速性が求められる検査の実施が困難となり、県民が求める快適な環境を確保していく上で、行政の対応が遅れるというような問題が生じるおそれがある。</p> <p>⑤ 47都道府県に環境関係調査研究機関があるが、福島県のように技術職員が行政職であるのは青森県と大阪府の計3施設のみであるが、青森県と大阪府は研究職と行政職の併用であるので、職員が研究職でないのは福島県だけである。</p> <p>(4) 意見</p> <p>環境センターは、環境問題に係る調査研究の実施を望んでいるが、必要なスペース等が確保できず、十分に対応することができない状況にある。</p> <p>現在も一部業務の外部委託化が行われているが、県の厳しい財政状況からすれば、行政財政運営の効率化を図るために、県が直営で実施する必要のある部門及び最低限必要な人員を検討した上で、その他の部門や分野における、更なる外部委託化を図るべきではないかと判断する。</p>

過去5年間の(社)福島県計量協会による定期検査(集合検査)の推移

年 度	H11	H12	H13	H14	H15
個 数	3,907	3,817	4,075	3,471	3,950

過去5年間の(社)福島県計量協会による代検査(所在場所検査)の推移

(4) 指定定期検査機関制度について

① 概要

平成3年8月2日付通産省計量行政審議会の答申を受け、計量士による代検査の他に一定の条件を満たした民間の計量関係団体等を活用した指定定期検査機関制度が設けられた(計量法第20条平成5年11月から施行)。

この制度は、検査業務を行おうとする者の申請により、都道府県知事・特定市長が指定し、定期検査業務を行わせることができるものである。
指定定期検査機関に対しては、知事が・特定市長が行う定期検査の業務を代行することになることから、計量法において、(ア)公正性(イ)中立性(ウ)継続性を中心とした指定の基準が規定されている。

(ア)公正性の担保	指定定期検査機関の役員・構成員が業務の公正な実施に支障を及ぼす恐れがなく、また、検査業務以外の業務を行っている場合には、不公平になる恐れがないこと。
(イ)中立性の担保	計量法で定められた検査方法を厳格に実施する技術能力を有した計量士が、みなし公務員として行動すること。
(ウ)継続性の担保	業務を的確・円滑に行うに必要な経理的基盤を有し、継続的な検査を行いう能力と体制を有すること。

② 他都道府県における指定状況

計量法の改正により、民間の計量関係団体等を活用した指定定期検査機関制度が設けられ、平成6年3月22日に、愛知県が（社）愛知県計量連合会を指定定期検査機関に指定して以来、この制度が活用され、増加してきている。

平成17年1月現在、福島県においては指定定期検査機関はない。

指定者	指定機関	指定年月日	種類	実施地域
愛知県	（社）愛知県計量連合会	H16.3.22	質量計	特定市を除く県全域
佐賀県	（社）佐賀県計量協会	H16.4.1	質量計	県全域
兵庫県	（社）兵庫県計量協会	H17.6.29	質量計	特定市を除く県全域
山形県	（社）山形県計量協会	H11.2.5	質量計	特定市を除く県全域
静岡県	（社）静岡県計量協会	H11.3.10	質量計	特定市を除く県全域
滋賀県	（社）滋賀県計量協会	H11.3.26	質量計	特定市を除く県全域
広島県	（社）広島県計量協会	H13.3.7	質量計 (質量計(秤量250kgを超えるばかり))	特定市を除く県全域
東京都	（社）東京都計量協会	H14.2.15	質量計(秤量250kgを超えるばかり)	島嶼部を除く都全域
埼玉県	（社）埼玉県計量協会	H14.3.26	質量計(電気式ばかり)及び秤量500kgを超える機械式ばかり)	特定市を除く県全域
群馬県	（社）群馬県計量協会	H15.3.18	質量計	特定市を除く県全域
長崎県	（社）長崎県計量協会	H15.4.1	質量計	特定市を除く県全域
大阪府	（社）大阪府計量協会	H15.12.19	質量計	特定市を除く府全域
岩手県	（社）計量測定技術センター	H16.3.22	質量計	特定市を除く県全域

③ 福島県における指定定期検査機関制度の導入について

平成13年4月の計量法の改正により、指定定期検査機関として、それまでの公益法人から株式会社等の民間企業も指定できるようになっている。

本県での指定定期検査機関の指定の取り組みに当たっては、以下の事由から（社）福島県計量協会が最も指定要件を備えていると考えられる。

(ア) 計量法第25条に基づく「定期検査に代わる計量士による検査」（電気式ばかり等の小型ばかり及び中・大型ばかり）を既に、県の補助により協会の事業として実施している。

(イ) 平成7年に指定定期検査機関の指定を想定し、社団法人の認可を得ている。

(ウ) 中立性、公正性という観点から、民間企業よりも理解が得られやすい。

(エ) これまで都府県の指定定期検査機関は、大部分の当該都府県の計量協会が指定されている。

(オ) 製造、修理、販売等の広範な計量事業者及び計量士等を会員とし、定期検査実施に当たっての幅広い協力体制が可能である。

④ 制度導入に当たっての課題について

この様な現状のもと、指定定期検査機関として指定するに当たっては、

- (ア) 計量士の恒久的確保
- (イ) 施設・検査設備の充実確保
- (ウ) 財政基盤の確立
- (エ) 市町村との協力体制構築

- (オ) 計量特定市との関係
- (カ) 経営能力のある人材育成

等の課題があるので、今後とも十二分に検討していく必要がある。

(5) 意見

他都道府県における指定定期検査機関制度の導入状況を踏まえ、さらに、上記課題を解決すれば、本県においても、同制度の導入は可能であり、行政運営の効率化を図るために、当該検定所の当該業務の一部について、外部委託することを検討する時期に来ていると思われる。

部局名： 知事直轄
事業名： 10003|県庁案内業務委託事業

(担当グループ名 知事公室県政広聴グループ)

- (1) 概要
- ① 事業内容
 ア 来庁者の受付案内
 イ 県庁見学者の受付案内
 ウ 県民ホール・県民ルームの図書類の整理保管
 (県民ホール等に備え付ける図書類・新聞は県が用意する)

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	15,026	14,964	14,766	10,364
積 算 根 据	県職員給料表	県職員給料表	県職員給料表	県職員給料表
委 託 額	15,026	14,964	14,766	8,324
財 源	15,026	14,964	14,766	—
内 訂	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委 託 先	福島県庁消費組合	福島県庁消費組合	A 社	—
契 約 方 法	単独随意契約	单独随意契約	单独随意契約	2 者以上隨契

(2) 経緯

昭和46年度より当該業務委託を開始し、平成15年度まで単独随意契約の方法により

福島県庁消費組合に委託してきた。平成16年度に2者以上随意契約に変更し、見積り合せを行った結果、委託先が変わっている。

(3) まとめ

契約方法及び委託内容の変更により、平成16年度委託額は、前年度比6,442千円減(43.6%)となった。

委託内容について平成15年度までの体制と比較すると下記の通りとなり、このことを考慮すれば、実質的には2,750千円(14,766×3/4-8,324÷2,750)の削減効果となる。

項目	平成15年度迄の体制	平成16年度の体制
本庁正面 (県政案内室)	1人	1人
西庁県民ホール	2人	2人
計	3箇所4人体制	2箇所3人体制

平成16年度の委託契約ではあるが、契約方法を見直すことにより委託金額を削減できた好事例として取り上げることとした。

部局名：総務部
事業名：20014 県税に関する納税通知書等のシーリング及び封入封緘事業
(担当グループ名 財務領域税務企画グループ)

(1) 概要

① 事業内容
納税通知書等のシーリング(糊付け)業務と、自動車税の納税通知書の名寄せ・引抜き・封入封緘(封筒に入れて封をする)業務。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設 計 額	単価契約 A 2.52円 B 5.04円 C 10.5円 D 1.05円	単価契約 A 2.52円 B 5.04円 C 10.5円 D 1.05円	単価契約 A 2.52円 B 5.04円 C 10.5円 D 1.05円	単価契約 A 2.1円 B 2.1円 C 8.925円 D 0.8925円
積算根拠	参考見積	参考見積	参考見積	機械的減価償却費 業務人件費で核算
委 託 額	20,051	17,960	18,388	15,548
財 源 国	-	-	-	-

委託他	-	-	-	-
委託先	A社	A社	A社	A社
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約

(2) 経緯

手作業で行っていた法人二税申告懇親(しようよう)はがき、個人事業税納税通知書、不動産取得税納税通知書、過誤納金還付充当通知書、滞納処分票等の糊付け業務について委託先がシーリング(糊付け)専用機械を導入したことから、シーリング業務を委託した。

また、自動車税の定期賦課については、毎年約100万通弱の納税通知書の発付を行つており、納税通知書の印刷から納税通知書の発付日までの期間が非常に短い中、各県税部において名寄せ・引抜き・封入封緘の業務を職員総動員で行っていた。委託先において、当該業務を自動で行うことのできるシステムを導入したため、平成13年度から自動車税の定期賦課の納税通知書等について、封入封緘する業務を委託した。

なお、自動車税の定期賦課事務処理時(4月中旬～5月10日の納税通知書発付日)の短時間に100万通弱を処理できるのは、県内で1社のみであったため単独随意契約ヒセざるを得なかった。

(3) 委託効果について

前述の通り、この委託事業には、シーリング業務と自動車税の納税通知書の名寄せ・引抜き・封入封緘等の自動システム業務があり、さらに同業務における、自動車税の納税通知書、催促状・催告書の主な発送経費として当委託料と郵便料とが含まれている。

委託前の平成12年度と平成15年度を比較すると、人件費は、自動化により従来、県税部において人海戦術で行っていた納税通知書等の名寄せ・引抜き・封入封緘業務が無くなつたことで、延べ人数413人、14,160千円の削減になった。

郵便料については、発送郵便局ごとの取りまとめが可能となつたため、郵便料金の割引を受けることができ、発送経費(郵便料金)の削減を図ることができた。このことにより、平成12年度は76,313千円であった郵便料金が平成15年度は60,946千円となり15,367千円の削減となっている。

以上、委託化に伴うコスト削減効果は次のようになる。

※ コスト削減効果

(単位：千円)

事 業 経 費	76,313	委 託 料	18,388
人 件 費	14,160	人 件 費	0
トータルコス ト	90,473	トータルコス ト	79,334
コス ト削減額	11,139	コス ト削減額	11,139

(4)まとめ

上記の委託効果に加え、平成16年度は、委託先から機械の購入額等の原価内訳を入手し、従来の設計単価を見直したことで、さらに委託料を引き下げる事ができた。情報システムの保守管理業務のように、委託内容がブラックボックス化して委託者が内容に立ち入って検討することができず、受託者の一方的値上げ要請を飲まざるを得ないといった問題が一般的に指摘されている業務があることからすれば、単独随意契約であっても設計単価の大幅引き下げを図ることができ、結果的に委託金額を削減できた好事例といえる。

部局名：土木部
事業名：80127 道路維持委託

(担当グループ名 県南建設事務所)

(1) 概要
① 事業内容

道路等の適正な維持管理を図るため清掃、補修、植栽管理を委託する。

② 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	157,960	170,214	154,682	8,857
積算根拠	県積算基準・単価に基づき積算	県積算基準・単価に基づき積算	県積算基準・単価に基づき積算	県積算基準・単価に基づき積算
委 託 額	156,667	169,076	153,884	8,596
財 源 内 訳	県	—	—	—
国	—	—	—	—
他	—	—	—	—
委 託 先	民間企業	民間企業	民間企業	民間企業
契 約 方 法	指名競争入札	単独随意契約	指名競争入札	指名競争入札

※ H16の設計額は、調査時点での契約総額である。

(2) 個別事業の概要

平成15年度の当該事業のうち、県南建設事務所において実施した事業は84件あり、その委託額は153,884千円である。このうち3件について内容を検討したところ、塙町を委託先とした事業があり、その概要は次の通りである。

① 事業内容

委託事業名	道路維持委託(雑草刈払)
-------	--------------

(3)まとめ

直接工事費	諸経費	業者委託の場合の委託額
2,628,150	1,838,850	4,467,000

民間業者へ委託した場合、直接工事費の約70%相当額が諸経費と見積もられるので、塙町のケースでは1,838,850円のコスト削減が図られたことになる。

(3)まとめ

塙町を相手とした事業委託について、単独随意契約による方法を探ったことは、正当な理由があることから何ら問題はない。

また、塙町は当該業務をボランティア団体等に再委託しているが、地元住民の地域の道路に対する道路愛護運動の一環として、ボランティア団体等が実際、雑草刈払いを行ったことは、平成16年6月に県が策定した「アウトソーシング推進基本方針」において、視点の1つとしている「県民等との連携・協働」に適った事例であると考える。

なお、諸経費を要せずにコスト削減を図ることができた面からも当該事業は有効で、他の模範にもなる好事例であるので、他の事業における適用の可能性を検討すべきと思われる。

部局名： <u>知事直轄</u> 事業名： <u>10007-10008 うつくしま夢だより発行事業等</u>
--

(担当グループ名 <u>知事公室県政広報グループ</u>)

(1) 概要
県政広報グループが担当している広報誌等の発行事業で委託から一部直営に変更したもののは2件あり、次の通りである。

① 事業内容

整理番号	事業名	事業内容
10007	うつくしま夢だより 発行事業	県内全戸配布の福島県広報誌「うつくしま夢だより」を年6回発行するもの。
10008	グラフうつくしま発 行事業	福島県情報誌として「グラフうつくしま」を年4回発行するもの。

② 委託額及び委託先等の推移

ア 10007うつくしま夢だより発行事業

(単位：千円)

年度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設計額	23,996	23,996	6,999	6,999
積算根拠	設計単価に基づく	設計単価に基づく	設計単価に基づく	設計単価に基づく
委託額	23,968	23,968	6,999	6,999
財源内訳	県 国 他	— — —	— — —	— — —
委託先	A社・B社	A社・B社	C社	C社
契約方法	単独随意契約	コンペ方式	単独随意契約	単独随意契約

イ 10008グラフうつくしま発行事業

(単位：千円)

① 整理番号10007 うつくしま夢だより発行事業
昭和45年度から県内全戸配布の福島県広報誌として「うつくしま夢だより」を偶数年に、年6回発行している。

平成14年度までは、企画・取材・編集・デザインの全てを委託事業で単独随意契約により、県内の民間企業2社に交互に分離発注していたが、平成15年度より業務内容を見直した結果、企画・取材を直営とし、編集・デザインのみを委託することとして大幅なコストダウンを図った。

② 整理番号10008 グラフうつくしま発行事業
福島県情報誌として、平成12年度から「グラフうつくしま」を発行し、平成15年度までは、単独随意契約により民間企業へ、企画・取材・編集・デザイン・印刷・発送までの全てを委託し、年6回発行していた。平成16年度より業務内容を見直し、年4回の発行とし、企画・取材を直営、編集・デザインを委託、印刷・発送を別途入札により発注することとした。

(3) まとめ

① 整理番号10007 うつくしま夢だより発行事業
委託内容の変更とともに、内容を大幅にリニューアルしたことにより、県民からのアンケートが年間約8,000件（平成14年度以前は約50件）に達するなど、県民との情報共有機能の向上が図られた。

また、全国広報コンクール広報誌都道府県の部において、平成15年10月号が初めて入賞（第5席）するなど、その内容も高い評価を得ている。さらに企画・取材の直営化により職員の広報技術（企画、文章、写真等）の向上と蓄積が図られている。

② 整理番号10008 グラフうつくしま発行事業
平成16年度から「うつくしま夢だより」に倣い、企画・取材を直営とするとともに内容を大幅にリニューアルした。リニューアル後、読者からのアンケートが増加し、また個人購読数が増加するなど効果も見え始めている。

イ 10008グラフうつくしま発行事業

(単位：千円)

年度	H13(実績)	H14(実績)	H15(実績)	H16(予算)
設計額	29,566	25,983	25,981	6,300
積算根拠	設計単価に基づく	設計単価に基づく	設計単価に基づく	設計単価に基づく
委託額	29,565	25,496	24,412	6,300
財源内訳	県 国 他	— — —	— — —	— — —
委託先	D社	D社	D社	E社
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	コンペ方式

① 整理番号150028 路上犯罪等防止巡回活動事業
事業名：警察本部
(担当グループ名 生活安全部生活安全企画課)

(1) 概要

① 事業内容
国の緊急雇用創出基金事業を活用して、学校・幼稚園等周辺において子どもを犯罪の被害から守ることとに、女性・高齢者対象のひつたり犯罪の防止、自転車盜難被害の防止等、県民の安全確保を図るため、(公)福島県防犯協会連合会に事業を委

託して、同協会が雇用した「安全巡回員」による巡回活動を実施する。

② 委託額及び委託先等の推移

(2) 委託額及び委託先等の推移

(単位：千円)

年 度	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
設 計 額	—	78,656	76,525	75,563
積算根拠	—	県の基準単価に 準じる	県の基準単価に 準じる	県の基準単価に 準じる
委 託 額	—	78,625	76,474	75,562
財 源	県	—	76,474	—
内 訂	国	—	—	—
委 託 先	他	—	—	—
契 約 方 法	—	徳福島県防犯協 会連合会	徳福島県防犯協 会連合会	单独随意契約
		单独随意契約	单独随意契約	单独随意契約

(2) 安全巡回員の業務内容

- ① 学校・幼稚園等の周辺における巡回
- ② 路上におけるひつたくり犯罪等防止警戒
- ③ 子ども・女性・高齢者等の防犯指導
- ④ 自転車防犯登録業務補助
- ⑤ 自転車盗難防止の広報・啓発
- ⑥ その他、地域安全上必要と認められる業務

(3) 意見

平成14年度から平成16年度までの3年間、国の緊急雇用創出基金事業を活用して、徳福島県防犯協会連合会が採用した「安全巡回員」により、学校・幼稚園等周辺において子供を犯罪の被害から守るために実施したが、学校関係者のみならず地域住民からも評価の高い事業であった。

緊急雇用創出基金事業は3年間の时限的な事業であることから、同事業での継続は不可能となるが、子供を犯罪の被害から守るためにも継続されることが望まれており、たとえ規模は小さくとも県単事業として継続すべきである。

部局名：保健福祉部

事業名：50105「うつくしま県民の翼」共生社会への道支援研修コースふれあいワイング

(担当グループ名 自立支援領域障害者支援グループ)

- ① 概要
- ② 事業内容
- ③ 障害のある人との人を海外先進地に派遣する派遣研修。
- 海外旅行に係る交通・宿泊・食事・滞在先での研修に要する手配一切を委託。

(単位：千円)

年 度	H13（実績）	H14（実績）	H15（実績）	H16（予算）
設 計 額	16,902	14,523	13,236	—
積算根拠	交通運賃、交通費 宿泊滞在費等積上	交通運賃、交通費 宿泊滞在費等積上	—	—
委 託 額	14,785	12,772	12,579	—
財 源	県	14,785	12,572	12,264
内 訂	国	—	—	—
委 託 先	他	—	200	315
契 約 方 法	コソペ方式	コソペ方式	コソペ方式	—

(2) 経緯

障害のある人との「共生社会への道」を支援する事業を平成10年度より開始した。

なお、終期到来に伴う見直しの結果、平成15年度でこの事業は廃止となっている。

(3) 研修の内容

① 目的

ア) 障害福祉活動に係るリーダーをはじめ、多様な障害、幅広い年代・職種にわたる県内各地から選抜された障害者、盲・聾・養護学校生徒等を含む団員を合同で、障害者福祉・教育の先進国へ派遣する。ノーマライゼーションの理念を現実に見聞・体験し、ユニバーサルデザインのまちづくりの着実な実現に寄与とともに、派遣に伴う自身の変容及び提言等を通して地域社会への啓蒙・啓発を図る。

イ) ユニバーサルデザインのまちづくりの具現化にあたっては、障害者自身の自立の実態と自立を可能にする支援体制、社会制度、教育制度等を、現地での交流、体験等を通じ取得させ、福祉・養護教育に携わるリーダーたる人材の育成、モダルたる自立生活の実践者の育成を図るなどして、福島県の21世紀「ともに生きる社会」を構築する。

② 主催 福島県 福島県教育委員会

③ 事業の内容

ア) 派遣先 ドイツ連邦共和国ケルン市
イ) 派遣時期・期間 平成15年10月30日（木）～11月8日（土）（10日間）
ウ) 派遣人数 22名

・一般団員

募集区分A…障害のある人	自立生活等に積極的な者	5名
募集区分B…障害のある人	養護教育諸学校高等部生徒	5名
募集区分C…障害児・者の保護者	障害者の自立を支援する者	1名
募集区分D…障害のない人	障害者の自立を支援する者	2名
募集区分E…障害のない人	高等学校生徒	3名
・介助員		1名
・団長 1名、引率 3名、事務局 1名		

(4) まとめ

当該事業は、合計6年間にわたって実施され、これまで一応の成果を得たものの、事業終期が到来すると、いわゆる「衣替え」により類似の新規事業を開始するという安易な方法を探ることがままある中で、予定通り事業廃止という担当グループの判断は評価に値する。厳しい財政状況のもと、総合的な事業展開でなく、止めるものは止め、必要なものを継続するという判断基準により、今後ともに事業継続の可否を判断するよう望む次第である。

<共通事項>
事業名：_____ 情報システム関連業務
(担当グループ名 情報統計領域電子社会推進グループ 他)

(1) 概要
本庁における主な情報システム関連業務の運用管理等に係る委託状況は以下の通りである。

システム	担当部署	委託先
税務オンラインシステム	総務部 税務システムG	A社 他
土木部事業執行管理システム	土木部 土木企画G	B社 他
財務会計システム（※1）	出納局 総務管理G	C社 他
うつくしま世界樹	企画調整部 電子社会推進G	D社
住民基本台帳ネットワークシステム	総務部 市町村行政G	E社
予算編成支援システム	総務部 財政G	F社

*1 財務会計システムについては、平成15年度から17年度までの間で、機器の更新（ダウンサイジング）及びそれに伴う財務会計システムの再構築を行っているところである。

(2) 問題点等

① 相当部署ごとの契約管理

現在、情報システム関連の調達に関しては、第一義的には各担当部署が意思決定権限及び予算を持っており、それぞれが個別に開発しているため、場合によってはデータの重複管理による非効率等が発生している可能性がある。

わが国では現在、電子自治体の推進が図られているところであり、本県も平成12年7月に策定された「イグドラシル・プラン（うつくしまeビジョン）」に基づき平成22年度を目標に高度情報通信社会の構築にむけて取り組んでいるところであるが、電子自治体構築の目的はいわゆるITを活用することによって、県民利便性の向上や行政業務について民間企業並みの業務効率の向上を実現することであり、そのためには部局同士の業務間連携を強化し、ヒト、モノ、カネ、情報といった行政資源の一元化を図らなくてはならないといわれている。さらには、既存業務の進め方あるいは業務そのものの必要性の見直しから業務や組織のあり方までを含め抜本的な変革を行うことを通じて行政業務全体の効率化を図ること、すなわち「BPR（Business Process Reengineering：業務の根本的な見直し）」が重要であることが認識されている。

こうしたBPRの視点を踏まえれば、今後のシステム開発は、制度・実務面も含めた全てについて、今まで以上に全局的な調整機能が求められるとともに、各担当部署の機能的な連携がより必要となる。

② 構造的な問題点

情報システムはいったん新規で開発すると、その後の変更、保守を同一業者に委託せざるを得ないことが多く、競争原理が働きづらいことから割高なシステムになる可能性がある。

また、例えば汎用機を保有しているまでは、仮にその一部の業務システムをオーブン系システムに移行しても、汎用機の運用コストは変わらないため、残った業務システムの1システム当たりのコストは逆に増加することも考えられる。

③ 意見

上記の考察を踏まえて、以下の点を検討することが必要ではないかと考える。

① 情報統括責任者（CIO : Chief Information Officer）の強化

CIOとは、情報システムや情報の流通を統括する責任者として、情報システムの構築や運営だけでなく、経営の観点でITをどう活かしていくか、という戦略を立てる役割も担うものである。現在本県では、情報資産の情報セキュリティを統括する役割に特化した職位としてのCIOを副知事が兼任しているが、その意味では、本来のCIOの役割を担うものではないといえる。

電子自治体先進県といわれる自治体では、情報政策全般についての権限と責任を持つ専任のCIOを設置しているところであり、また、CIOを補佐して実質的にCIOの役割を果たす者としてのCIO補佐官を民間から採用している自治体もあるところである。

CIOがうまく機能するかどうかが自治体の情報化の成否の鍵となるのであり、そのためには本県においても、全局的IT化に関する、眞の意味でのCIOの設置が強く望まれるところである。

また、そのCIOの下に制度・実務・システムの乖離を埋めるべく行政経営と情報部門が連携した組織体制を整備すること、そしてそこには権限委譲による各部局への指示権限、予算査定への関与権限等を与えることが必要であり、加えて各部局に

おけるBPRの推進が必須である。

特にIT化に伴う予算面に関しては、CIOが全体調整を行うことで府内横断的な予算化を行うことが必要であり、CIOに予算査定への関与・権限が与えられなければ、CIOが策定するIT化の全体計画は絵に描いた餅になってしまふことは明らかである。

② 調達方法の再検討

情報システムを新規開発する場合には、今後以下のような点を検討することが望まれる。

システム構築から維持管理までを一括委託する方法の検討
情報システムは、その固有性から、維持管理等については随意契約になつてゐるものが多い。これについては、システムの維持管理までを一括委託する方法を採用することにより、ランニングコストを含めたシステムの全行程にわたつての競争性を確保することで、TOC (Total Operation Cost) の削減が可能になると考える。

イ 共同アウトソーシングの可否についての検討

地方公共団体の各種業務を複数の地方公共団体で標準化し、各種情報システムの開発、運用、保守等について、共同して民間事業者との間で委託契約を締結しアウトソーシングすることで、よりTOCの削減が可能になると考える。

ウ 外部（アウトソーシング）サービス活用の可否についての検討

ハードウェアやソフトウェアに係るシステム要件は受託者に委ね、県は成果物としてのサービスの要件だけを受託者に要求し、そのサービスに対して対価を支払うという方法を採用することにより、ハード・ソフトを所有するコストの削減とリスク回避が可能になると考える。

ただし、このような外部への委託（アウトソーシング）は、一方で、長期的にみた場合、委託者側（県）のスキル・ノウハウの喪失に繋がり、受託者（民間事業者）の言いなり状況による経費負担増と非効率なシステムによる運用を余儀なくされる可能性も出てくる。アウトソーシングすれば県の情報担当者が不要になるわけではなく、逆に受託者を管理するための専門的なスキルを有する職員の計画的な育成と配置が必要になる。

部局名 : <u>土木部</u>	事業名 : <u>80107 交通量解析業務 (河内郡山線郡山市長者地内)</u>	(担当グループ名 <u>県中建設事務所事業部都市施設グループ</u>)
(1) 概要		
① 事業内容 県道河内郡山線（以下、「郡山駅前大通り」という。）の緊急地方道整備事業の実施にあたり、周辺道路への影響について把握するため、交通量実態調査及び今後の交通解析シミュレーションを行う。		
② 委託額及び委託先等の推移		

(単位:千円)

年度	H13 (実績)	H14 (実績)	H15 (実績)	H16 (予算)
設 計 額	—	—	19,029	—
積 算 根 拠	—	—	県の積算基準	—
委 託 額	—	—	18,852	—
財 源	—	—	18,852	—
内 記	—	—	—	—
委 託 先	—	—	A社	—
契 約 方 法	—	—	指名競争入札	—

(2) 経緯

① 郡山駅前大通りについては、緊急地方道整備事業により、車線数を6車線から4車線へ変更した道路整備をする計画である。

一方、郡山市においては、駅周辺の東西の通行を図るため、大町横塚線の都市計画道路の整備を平成16年度末供用に向け実施している。

このため、今後周辺道路への交通運用が変更されることから、交通量実態調査を行ない現況交通量の状況を把握し、それらを基に今後の交通予測の解析を「交通解析シミュレーション」にて行った。

② 委託経過等

年 月 日	実 施 内 容 等
H15. 9. 26(金)	入札執行。A社が13,860,000円で落札
H15. 10. 2 (木)	設計業務委託契約を締結。 履行期間 H15. 10. 2 ~ H16. 2. 27 業務委託料 13,860,000円 受注者 A社
H15. 10. 6 (月)	業務打合せ（10月16日に調査を実施することを確認）
H15. 10. 14 (火)	請負工事指示 指示先 A社 指示事項 初期、交通量実態調査についても調査実施のこと（あつたが、混雑を予想される休日についても調査実施のこと（原文のまま） 交通量実態調査（当初契約分）
H15. 10. 19(日)	交通量実態調査（追加分）
H16. 2. 27(金)	委託変更契約（増額） 4,991,700円の増額
H16. 3. 18(木)	業務打合せ（成果品の確認）

H16. 3. 24(水)	検査
H16. 4. 20(火)	委託金支払

H16. 2. 27の変更契約は、平成11年度交通量調査の実績から「平日」のみとしていた調査日について、「郡山都心交通マネジメント検討会」からの意見を受け、「休日」を追加したことによるものである。調査日が事業の根幹に関わる事項であることからすれば、事業実施前に予め同検討会で協議すべき内容であったと考える。

また、変更契約締結前（H16. 2. 27）の工事請負指示（H15. 10. 14）により変更業務（H15. 10. 19）が実施されていることは、不適正な事務処理であった。

(3) 類似事業

調査箇所は異なるものの、平成15年度に警察本部交通規制課が郡山市内において同種の内容の交通量調査を実施している。

調査項目	調査内容	県中建設		警察本部（交通規制課）	
		実施有無	箇所数	実施有無	箇所数
1 実態調査				午前7時～午後7時	
2 交通量調査	通行する車両を方向別、車種別に、時間別に人手で観測	○	17交差点 3h 8交差点 12h	5分毎 ○	9交差点 12h 15分毎
3 渋滞調査	渋滞長・通過時間測定	○	24交差点 3h	5分毎	○ 4交差点 12h 5分毎
4 旅行速度調査	平均旅行速度（所要時間）	○	4ルート 3h	15分毎	○ 2ルート 8h 40分毎
5 信号現示調査	現示、サイクル長	○	19交差点 3h	—	
6 路上駐車状況調査	路上駐車状況	○	駅前大通り 3h	—	
7 バス停利用状況調査	乗降客数・停車時間	○	駅前大通り 18h	—	
交通解析シミュレーション	実態調査を基に今後の予測を行う	○	上記2～6は午後4時～7時	—	

* 県中建設事務所の調査は、郡山駅前周辺のみである。
 * 警察本部の調査は、郡山市内から二本松までの国道4号線の主要な交差点の調査である。

(4) 意見

変更契約の手続きに不適切な処理がなされていたことからも、関係機関と事前に協議をするなど、事業設計における十分な検討が必要であると考える。

また、厳しい財政状況の下、経費効率化を図るために、部内はもとより他部局との連携を密にした上で、共用化が可能な事業データは積極的に共有化することや事業の共同発注といった発想も必要と考える。

部局名： 病院局 | 給食業務、医事業務、清掃業務等の契約について
 事業名： _____ | 給食業務、医事業務、清掃業務等の契約について
 (担当グループ名 経営グループ)

(1) 現状

病院局には、10機関（9病院、1診療所）あり、契約書や仕様書については、旧管財課の作成した参考様式はあるが、一般的な斤合等維持管理業務を除き、病院向きの統一様式ではない。契約そのものは各病院に一任されており、病院ごとに規模・機能・地域性、委託内容の相違などがあることから、病院局経営グループでは病院間の比較を行っていなかった。

(2) 平成15年度 県立病院患者給食業務委託比較
 契約内容及び関連する諸数値など、病院局が行った試算に基づき比較検討すると、各病院の特性による影響（患者の年齢層の違いによる必要カロリー、特別食の割合・構成等の違い）や地域性による違いはあるものの、単純比較すると1人1日当たりの食材料単価は最大で133円の開きがある。

	契 約 額		食材購入を委託していない場合、1日1人あたり食 材単価(税抜:円)	備 考
	管理費 (税込:円)	1人1日当たり食 材単価(税抜:円)		
飯 坂	27,823,200	711		
三 春	15,188,040	680		人間ドックは1食あたり400円
矢 吹	25,836,300			723.1
喜 多 方	17,766,000		692.4	
猪 苗 代	10,962,000	680		人間ドックは1食あたり550円
会津総合	3,766,546		734.0	配膳・食事介助のみ。1,090円/時間
宮 下	13,910,400	611		月間総仕入高実費精算。611円を5%以上上回る場合(641.6円以上)は要協議

南会津	23,310,000			744.0				
大野	1,149,438			738.4	配膳・食事介助のみ。997円／時間			
平均	15,523,547	670.5		726.4				

(3) 平成15年度 県立病院医事業務委託比較
契約内容及び関連する諸数値など、病院局が行った試算に基づき比較検討すると、各病院の医事システムの構成の違い等により委託内容が異なり、また各病院の入院・外来患者の構成比の違いなどはあるものの、契約額を1日平均患者数で除した値を単純比較すると、三春・矢吹・宮下・南会津及び会津総合は平均値の74,413.4円／人を下回っているが飯坂・本宮・喜多方・猪苗代及び会津総合は平均値を上回っている。本宮は通院患者のみという特殊事情があるのでこれを除外したとしても、猪苗代は平均値の1.6倍となっている。

契約額を請求件数で除した値を見ると、平均値は679.9円／件であり、三春・宮下・南会津・大野以外は平均値を上回っており、飯坂は1,069.1円／件、本宮は1,353.6円／件と平均を大きく上回っている。特に飯坂は平均値の1.6倍となっている。

	契約額(円) →A	稼働額(円) →B	A/B × 1,000(円)	1日平均患者数 計(人日) →C	A/C (円/人)	請求件数 計(件) →D	A/D (円/件)	備考
飯 坂	21,504,000	939,450,223	22.9	263.0	81,764.3	20,115	1,069.1	現金取 納委託
本 宮	7,127,820	83,809,338	85.0	58.8	121,221.4	5,266	1,353.6	現金取 納委託
三 春	16,135,350	99,941,376	16.1	255.9	63,053.3	32,778	492.3	現金取 納委託
矢 吹	8,032,500	1,014,445,801	7.9	249.6	32,181.5	9,175	875.5	現金取 納委託
喜多方	26,393,850	983,561,895	26.8	276.6	95,422.5	35,355	746.5	現金取 納委託
猪苗代	12,462,450	308,560,861	40.4	104.6	119,143.9	14,794	842.4	猪苗代
会津総 合	77,112,000	4,463,629,589	17.3	856.6	90,021.0	112,190	687.3	会津総 合
宮 下	8,976,450	554,473,988	16.2	121.6	73,819.5	17,177	522.6	現金取 納委託
南会津	28,956,900	2,060,242,068	14.1	428.2	67,624.7	48,793	593.5	現金取 納委託
大 野	28,690,200	2,198,054,522	13.1	548.4	52,316.2	50,550	567.6	現金取 納委託

合計又 は平均	23,539,152	1,360,616,966	17.3	316.3	74,413.3	34,619	679.9	納委託
------------	------------	---------------	------	-------	----------	--------	-------	-----

(4) 平成15年度 県立病院清掃業務委託比較 契約内容及び関連する諸数値など、病院局が行った試算に基づき比較検討すると、給食の集配膳業務（宮下）や施設警備業務（南会津）を含むなど病院毎に委託内容が異なるものの、契約額を建物面積で除した値で単純比較すると、三春・宮下・南会津・大野が平均値の1,458円／m ² を上回っている。			
契約額(円) →A →A (m) →B	建物面積 (m ²)	A/B (円/m ²)	備考（業務の範囲等）
飯 坂	9,513,000	8,377.2	1,135.6 日常清掃・定期清掃（床清掃・ワックス、巾木・腰掛洗 浄年2回、ガラス清掃年1回、構外除草、網戸清掃等隨 時）
本 宮	3,395,700	2,367.4	1,434.4 日常清掃・定期清掃（ワックス年2回、正面玄関マット 交換月2回、ガラス清掃年1回、敷地内除草年2回）
三 春	8,991,150	4,157.4	2,162.7 日常清掃・定期清掃（ワックス年2回、ガラス・網戸清 掃年1回、空調機フィルター清掃年2回、防鼠防虫年2 回）
矢 吹	10,949,400	13,430.6	815.3 日常清掃・定期清掃（窓ガラス・網戸清掃・草刈・ワッ クス（管理棟）・トイレ滅菌年2回、ワックス（病棟） 年10回、防鼠防虫年2回、疥癬予防作業年1回、貯水槽清 掃・点検・水質検査年1回）
喜多方	6,478,920	5,869.6	1,103.8 日常清掃・定期清掃（床洗浄・ワックス年2回、外部窓 ガラス清掃年1回、喫煙室清掃年2回）
猪苗代	2,079,000	2,635.9	788.7 日常清掃・定期清掃（花壇草むしり適宜、敷地内草刈、 屋上清掃適宜、窓ガラス清掃年2回、エアコンフィルター 年1回）
会津総 合	21,511,035	17,554.8	1,225.4 厨房衛生・害虫駆除業務を含む。日常清掃・定期清掃（蛋 光灯・窓ガラス・網戸年1回、一部食堂床面年1回以上、 一部公舍附帯U字溝、エアコンフィルター、一部草刈年 2回）
宮 下	6,090,000	2,205.2	2,761.7 洗濯業務（医師等の手術衣・患者の検査受検衣等）、患者 用給食の集配膳業務、医師当直至ベッドメーキング、リ ネン交換業務、病室空調設備消毒業務、除草・草刈・除 雪作業を含む。日常清掃・定期清掃（床洗浄・ワックス・ 床カーペット洗浄年3回）
施設警備、防鼠防虫を含む。日常清掃・定期清掃（床洗			

南会津 大野 平均	20,580,000 21,997,500 11,158,571	9,381.9 10,552.8 7,653.3	2,193.6 2,084.5 1,458.0	净・ワックス年3回（診察室年9回）、中央集塵装置ゴミ 収集（年10回）、カーペット清掃年3回（一部年2回）、 照明器具清掃、ガラス清掃、フード・換気扇清掃1回 日常清掃、定期清掃（空調機フィルター清掃月1回（一 部年1回）、床ワックス洗浄年3回（一部年1～2回）、 窓ガラス清掃年1回、除草年3回、防鼠防虫月1回、調 整池清掃、換気扇清掃年6回、照明器具清掃年1回等）
-----------------	--	--------------------------------	-------------------------------	--

(5) 意見

給食業務、医事業務及び清掃業務の3つは、外部委託が進んでいる業務であり、これまでもコスト削減が図られてきたところである。担当グループが説明するように、病院ごとに規模・機能・地域性、委託内容の相違などがあることから、単純比較が出来ないことは十分に理解できる。

また、病院毎の年度間比較や競争性導入の推進により委託料の削減に努めており、一部の業務については、共通の積算基準を設けることにより標準化が図られていることは評価できる。

しかししながら、現在、県立病院事業は極めて厳しい経営状況にあり、経営の健全化を図る上では、あらゆる視点からコスト削減の可能性を探るべきである。今後は、各共通業務の積算基準の妥当性について検証し、さらに精度を高める等の取組を行い、少しでもコスト削減になるよう努力すべきである。

島県

事業名：教育厅
施設管理業務
(担当グループ名 教育振興領域学校施設グループ)

- (1) 概要
- 県立学校の警備業務や清掃業務等の施設管理業務の委託契約については、各高等学校等に委ねられ、各校において、契約の締結が行われている。
- (2) 運営指導等について
- 担当グループは各学校等に次の通り指導している。
- ① 警備業務
- 県立高等学校の警備が常駐警備と機械警備を組み合わせたものであるという特殊性を考慮し、平成16年3月3日に指名競争入札制度導入を前提とした説明会を開催し、その際に契約書及び仕様書の例文等、予定価格の積算から契約締結に至るまでの事務手続きに関する資料を全県立学校に提供した。
- ② その他の庁舎等維持管理業務
- 設計書、一部の庁舎等維持管理業務の仕様書の参考例等が総務部財務課或総務企画グループから、また、総務部文書管財領域施設管理グループからも庁舎等維持管理業務のうち指名競争入札参加有資格者名簿の対象となる20業務の仕様書の参考例

が、全庁データベースに公開されている。

したがって、県立学校においても、主な庁舎等維持管理業務についてはこれらの資料を元に委託する業務の仕様の決定及び予定価格の積算が行えるようになっている。

(3) 意見

平成15年度行政監査の指摘もあり、平成16年度からは、予定価格100万円を超えるものについては、原則として指名競争入札へと契約方法の見直しが行われ、委託額の削減が図られたところであるが、更なる見直しが考えられるので、下記の点についても検討すべきである。

① 契約単位の集約化

現在、各学校毎の契約となっている警備業務等の共通業務について、管理費等の削減を図るために地域をいくつかにグループ分けし、契約を行う方法は考えられないか。

例えば、福島市内には県立高校は13校存在しており、全校において警備業務契約を行っていることから、これらの学校を数グループに分けて複数校をまとめてグループ契約にすれば委託額の削減につながる可能性がある。

この方法は現況のシステムの中で対応できる方法と思われるが、地域割りについては地元業者が入札に参加でき、地域経済の活性化となるように十分に配慮する必要があると思われる。

② 複数年契約

現在、県が行う契約は予算の単年度主義に基づき单年度契約が基本であるが、機械警備等、機器等の減価償却や撤去料を要する業務については、複数年契約を検討してはどうだろうか。この方法を採用することで、受託者も経営が安定するのでコスト削減につながり、結果的に委託額を削減することが可能になるのではないかと考える。

機器の耐用年数が5年であれば、5年を一括して契約することは債務負担行為を活用すれば不可能ではないと思われる。宮城県では、機械警備について5年契約を実施中とのことであり、本県においても試行してみて、削減効果があれば段階的に実施を検討すべきである。

民間会社ならば、可能性のあることはすぐに実施し、不備があれば直ちに補正してコスト削減に努力するのが常識である。運用面での細かな点について今後、詰めていきながら導入を検討すべきあると考える。

部局名：教育厅
事業名：140171他 校内LANシステム保守管理委託事業
(担当グループ名 教育振興領域学校施設グループ)

(1) 概要

① 事業内容

県立学校校内LAN整備事業に基づき、整備された校内LANシステムの正常な運用を図るため、校内LANシステム及びシステム機器の保守（システム稼働状況のチェック、ネットワーク監視サーバ・データベースサーバの定期点検及び障害時対応等）を委託するものである。

なお、委託先との委託契約は、各県立学校がそれぞれ別個に締結している。

- ② 委託先等の推移
県北地区を例にとった場合、各県立高等学校の委託先等の状況は、次の通りである。

整理番号	県立学校名	委託先（契約方法）				
		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H15年度委託額
140171	福島商業	A社 (2者以上随契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
140197	福島工業	— (—)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	743
140216	福島東	— (—)	— (—)	C社 (2者以上隨契)	C社 (2者以上隨契)	743
141256	福島明成	A社 (単独随契)	A社 (単獨隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
141258	福島西	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	743
141266	福島南	B社 (単独隨契)	B社 (単獨隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	743
141379	福島北	— (—)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
141381	保原	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	743
140231	川俣	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
140239	梁川	— (—)	C社 (単独隨契)	C社 (単獨隨契)	C社 (単独隨契)	743
140249	安達	— (—)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
140259	一本松工業	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	B社 (2者以上隨契)	※ 940
140266	安達東	A社 (単独隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	A社 (2者以上隨契)	743
140273	本宮	B社	B社	B社	B社	743

(単独隨契)	(2者以上隨契)	(2者以上隨契)	(2者以上隨契)
--------	----------	----------	----------

※ 二本松工業高校は、LAN機器保守契約を含んだ契約となっている。
また、校内LANが整備されている県立高校は全県下で66校、70契約が締結されているが、その委託業者内訳は次の通りである。

委託先	契約学校数	契約金額（千円）
A社	36	26,762
B社	18	13,387
C社 その他	9	6,690
合計	70	52,034

(2) 委託契約額について
平成15年度の委託契約額は、県北地区の全校において同一金額（743千円）であり、福島県全体でも校内LAN整備校66校に係る70契約のうち68契約が同一金額であった。これは、各県立学校が契約主体となっているものの、昨今の本県の厳しい財政状況を反映して、委託契約金額が予算上の制約から民間レベル以下の水準に抑えられたため、結果として各校横並びになつたものと考えられる。
なお、平成16年度は見直しがされており、委託契約金額は680千円程度に減額されている。

(3) 契約方法について

契約方法は、一部の学校を除き、単独随意契約から2者以上随意契約へと契約方法の見直しが行われているところであるが、結果として、平成13年度から平成16年度までの間で委託先が変わっている学校は一校しかなく、業者間の競争原理が機能しているとは言えない状況にある。
これは、LANシステムの構築業者がその後の保守管理業務を行わざるを得ないためであり、つまりは、当時のLANシステムの構築時点での後の保守管理業者も限定されるためであると考えられる。

(4) 委託契約先について

契約業者は、導入されているLAN機器のメーカーとの関係で、(1) の②の表で示したように3社にほぼ集約されており、かつ各業者は、県内各地域で契約を締結していることから、県内全域でのサービス提供が可能であり、業者による地域間格差は生じないと思われる。

(5) 意見

上記の考察を踏まえて、当該委託事業については、以下の点を検討すべきである。

① 契約主体の見直し及び集約化
現在の委託契約金額の決定状況からは、各学校が個別に契約主体となる必然性は

小さいと考えられるので、例えば教育庁が契約主体となるなど、契約の集約化を行って、事務の省力化・効率化を図るべきである。

② 校内LANシステムの一括調達

現在は、校内LANの整備は、導入年度毎に一般競争入札により業者選定がされている。このため、現状のように複数のメーカーの機器を使った複数のシステムが導入された形となっている。校内LANシステムは、教育ネットワークシステムにも接続されていることから、現状では仮に校内LANシステムや教育ネットワークシステムに障害が発生した場合の切り分けが困難になるおそれも考えられる。

システムの安定性・効率性の確保及びTOC (Total Operation Cost) の削減を図るため、一般競争入札と債務負担行為を活用した全県立学校のLANシステムの一括調達及びこれに伴う保守管理の一括委託を検討すべきである。

<おわりに>

今回の包括外部監査では、委託事業10,296件全てについて確認を行ったが、この報告で指摘事項や意見等として取り上げたのは、県民の目線から見て重要なものは有用なものに限定したので、外部委託等の推進に係る意見を含め、合計50件に過ぎない。今後、

県は、今回の報告内容及び監査全般を通して感じられた下記の点に留意し、業務の遂行又は外部委託化に取り組まれるよう希望する。

① 多様化する行政需要への対応及び行財政運営の効率化を図るためにも、部局横断的な取り組みをより一層、推進すること。

② 経費効率化を図るため、契約単位の集約化及び複数年契約など、これまでの枠組みにとらわれない発想を持つこと。

③ 行財政運営の効率化が求められる中、常に費用対効果を念頭におきながら業務を遂行すること。例えば、「行政サービスの質が変わらないのであれば、「コストの高い正規職員からコストの低い嘱託等へ」そして「コストの高い直営からコストの低い民間委託へ」切り替えるといった発想も必要である。また、監査の過程において、以前、聞き及んでいた近代日本の代表的法学者である末弘巖太郎氏が、昭和6年に発表した、役人学三則なるものと思い出したので、最後に記すこととする。

第一条 よそ役人たんとする者は、万事につきなるべく広くかつ浅き理解を得ることに努めべく、狭隘なる特殊の事例に特別の興味をいだきてこれに注意を集中するがごときことなきを要す。
第二条 よそ役人たんとする者は法規を盾にとりて形式的理屈をいう技術を習得することを要す。
第三条 よそ役人たんとする者は平素より繩張り根性の涵養に努むることを要す。

この役人学三則は、保身・権威主義・形式主義に固まる役人根性を端的に表現したもの

のであるが、本県の職員は、これを反面教師とし、末弘氏が真に言わんとしたことを理解して、県民のために奉仕してほしいと願うところであり、委託料は県民の血税及びその他の貴重な財源で賄われるものであることを再認識し、コスト削減を図り事業の執行に当たられることを、切に望む次第である。

以上